

平成 20 年度

事業報告書

第 5 期事業年度

自 平成20年 4 月 1 日

至 平成21年 3 月31日

国立大学法人 東京芸術大学

# 国立大学法人東京芸術大学事業報告書

## 「I はじめに」

### ○事業の概要

美術学部、音楽学部の2学部（入学定員240名、237名）及び大学院美術研究科、音楽研究科及び映像研究科（入学定員226名、144名、67名）において、芸術全般に及ぶ教育研究を行っている。主たる校地は上野であるが、近年の芸術活動の動向等に対応して、美術学部先端芸術表現科（取手校地、平成11年設置）、音楽学部音楽環境創造科（取手校地、平成14年設置、平成18年に千住校地に移転）、映像研究科（横浜校地、平成17年設置）と逐年充実を図ってきている。

音楽学部には附属音楽高等学校を有する。

また、大学美術館及び音楽堂を設置し、本学教育研究活動やその成果の公開の場として活用している。

近年は諸外国（特にアジア）の芸術系大学との国際交流を進めているほか、近隣自治体等との協力による、地域・社会との連携活動にも力を注いでいる。

### ○平成20年度における事業の経過及びその成果

#### 1. 教育研究活動の進展

##### (1) 教育研究組織の整備

大学院映像研究科修士課程アニメーション専攻を設置した。同専攻は16名の新入生を迎え、順調にスタートした。本専攻では、アニメーション制作に必要な技法と知識を習得する過程における日常的な指導についてもデモンストレーション1対1の個人面談などの形態を取り入れ、本学の中心的な指導方法である少人数指導を採用した。また、他の専攻においても大学院映像研究科映画専攻学生の修了制作作品等「DVD」を出版するなど、本学の映画教育の成果を各方面に具体的に知らしめる広報的役割も果たしている。

##### (2) 博士課程の充実

「芸術系大学における学位授与プロセスの研究」が予算措置を得て開始され、美術学部・音楽学部に「芸術リサーチセンター」を設立し、それぞれ博士審査展、意見交換会などの取り組みを行った。

##### (3) 学長裁量経費の活用によるプロジェクトの推進

1億1千万円の裁量経費を確保して、1億円は物件費として本学の教育研究上推進すべき分野に全学的視点から、教育研究の一層の充実発展を図るため本学にとって重要な課題に関する調査研究を行う「学内公募プロジェクト」、学長が定めたテーマについてのプロジェクト研究を行う「学長発信プロジェクト」、学長が提案したプロジェクトを全学から募集したメンバーにより実行する「学長プロジェクト」の3つの制度を構築し、各プロジェクトの特色に応じた学長のリーダーシップによる戦略的事業を実施した。

##### (4) 音楽学部附属音楽高等学校の授業等の改善

教員が生徒と向き合う時間の拡充を図るため、主幹教諭を配置した。また、20年度には、生徒に対して実技レッスン、一般教科、学校生活などについて、アンケート調査をし、その結果について、附属高校教員だけでなく、大学教員も共有して、指導の充実に努めている。

#### 2. 学生支援の充実

##### (1) 学生事務の改善・充実及び効率化・簡素化

教務事務システムの21年度からの本稼働に向けて準備作業に入った。また、本稼働に合わせて、証明書等自動発行機の更新、拡充作業も開始した。この作業に併せて、シラバス等、教務関係資料の紙ベースのものをデータ化し、印刷物としての配布を順次廃止することとし、更なるペーパーレス化に努めている。

##### (2) 卒業後の進路等に関する情報提供

就職相談について、「就活の方法が解らない」等就職活動についての初歩的な質問が多かったこと、求人側、学生側の双方から就職説明会の要望が多数寄せられたことを受けて、例年5から6回の説明会を27回と大幅に増やした。

### 3. 国際交流の推進

#### (1) アジア総合芸術センター

日中韓11大学の「芸術宣言」から、世界トップレベルの芸術系の大学院の形成を目指すため、日韓製作領域合同ワークショップ2008、日中韓陶芸及び日本音楽修得のためのサマースクール等の取り組みを展開したことにより、中国、韓国、台湾の大学との交流が促進された。

#### (2) 国際交流協定の締結

ミラノ工科大学、ウィーン応用芸術大学と新たに芸術国際交流協定を締結し、様々な国際交流活動に、学生も教員と共に参加している。これで締結校は、16カ国・地域40機関となった。

### 4. 社会連携の推進

#### (1) 上野タウンアートミュージアム事業

平成19年度から特別教育研究経費として本格的に始まった事業で、3年間の事業計画期間の2年目に入り、20年度は、大学院での専門教育研究を社会と連携した貢献型教育プロジェクトとして8プロジェクト実施した。これは、地域全体をタウンアートミュージアムとして展開する持続的な芸術教育研究プロジェクトである。

また、平成20年10月24日に「東京都台東区と国立大学法人東京藝術大学との連携に関する協定」を締結し、メインキャンパスのある台東区との連携協力を従来以上に推進していく体制を構築した。

#### (2) その他

19年度に引き続き「藝大アーツイン丸の内」「井野アーティスト・ビレッジ」など社会と連携した活動を実施したほか、さらに、近隣の荒川区、「藝大アーツイン丸の内」を共催する三菱地所(株)、全く異なる研究分野の機関である独立行政法人理化学研究所と連携協力に関する協定書等を締結し、本学の教育研究並びに社会連携活動の幅を広げるべく体制づくりを図った。

### 5. 大学美術館等の活動

#### (1) 大学美術館で行う展覧会事業

有料の年2回の藝大コレクション展と年3～4回の企画展など「芸大コレクション展」「バウハウス・デッサン展」「狩野芳崖 悲母観音への奇跡」「線の巨匠たち」「博士審査展」「卒業終了制作展」を実施した。

#### (2) 奏楽堂で行う定期演奏会・演奏芸術センター企画演奏会事業

平成20年度には、8回に亘るメシアンプロジェクト、奏楽堂企画学内募集演奏会などの藝大21、その他のシリーズ企画など年間100回以上演奏会・公開試験等を実施した。

#### (3) 出版会事業

東京芸術大学出版会は2年目を迎え、芸術・学術関連・図書等、教科書及び啓蒙書の刊行・頒布を主たる事業として、書籍では「通り過ぎた風景」、DVDでは「新曲 浦島」など出版し、本学の研究とその成果の発表を助成している。

### 6. 事務組織の見直し

4月1日に学生課と入試・学務課を統合し、課長ポスト1名を減し、2課の業務分担の見直しを始め、総務課・会計課の参事役の不補充、8月1日には、会計課給与共済係を総務課に集約化し人事労務担当係を再編した。

また、美術学部・音楽学部の会計係を会計課に集約し、契約事務の一元化・集約化を図った。

### 7. 施設整備

音楽学部5号館・事務局管理棟、体育館改修事業を実施した。これらにおいては、耐震補強の改修のほか、中央棟便所改修工事に伴い、廊下等共通部分の証明を人感センサー等による在室検知制御の導入、空調設備の省エネとして、同施設の個別空調設備の集中管理制御を導入した。これにより、21年度には、電気使用量、温室効果ガスの削減が見込まれる。

## ○法人をめぐる経営環境とこれらへの対応

法人化以降、効率化係数(△1%)に伴う運営費交付金の削減に加え、平成18年度からは、5年で△5%以上の総人件費改革が進められていることから、教育経費・研究経費の予算を抑えないよう、特に教育に対する資金の削減をしないために以下の措置を実施した。

### 1. 人件費抑制

(1)地域手当を国家公務員に対して1%低く抑えつつ、特別手当2%を55歳を限度として支給し、総額の抑制を図っている。

(2)事務職員定年退職者の不補充については、18年度末3名に続き、19年度末3名の退職職員の不補充を予定どおり実施している。

教員についても、美術学部助教1名、教授1名、音楽学部の准教授1名の不補充を実施し、人件費の抑制をしている。

### 2. 経費節減

事務の効率化・合理化を図るため、平成18年度より上野地区の複数機関(20年度に一機関新たな参加)と共同調達を実施して複数共同契約により、運営経費の削減を図っている。

### 3. 自己収入の増加等

(1)本学の教育研究成果を資源とし、社会への還元を促進するための「受託事業」制度を18年2月に発足し、外部委託者のニーズに沿った事業が展開できるよう制度の充実に努めた結果、20年度は、17件の事業を実施し、受託研究、共同研究についても堅調に受け入れており、法人化初年度と比べ1.0倍以上の受入額となってきている。

(2)科学研究費補助金の申請・採択を増やすため、学長裁量経費を活用し、申請サポーター制度を設けた。

(3)上野・石神井の自動販売機設置に係る手数料率の見直しを行い管理運用益の増収を図った。

(4)余裕資金を提案書の徴集により選択する大口定期のほか、国債、地方債で運用することによって、管理運用益の増収を図ってきたが、更なる増収を図るため、新たに金融債による運用を開始した。

### 4. 施設の有効活用

音楽学部5号館の改修工事に伴い、音楽学部事務室、図書室等の仮移転先として、音楽学部2号館の共用スペースを使用して施設の有効活用を図った。

また、車庫を改修して社会連携センターの専用スペースを設置するなど施設の有効利用を図った。

## ○重要な経営上の出来事等、主要課題と対処方針並びに今後の計画等

運営費交付金の効率化係数(△1%)、総人件費改革(5年で△5%以上)の中で、教育研究経費への影響を極力押さえつつ、人員削減、経費削減、収入増等の努力をしている。一方、①危険性の高いもの、②学生生活環境の整備、③省エネ対策等将来において経費削減につながる事業、④緊急教育基盤経費として、不可欠な事業への経費を捻出する必要が生じた。

その経費として、先に述べた人員削減、経費削減、収入増等の努力から、20年度において対応することができた。しかし、効率化係数、総人件費改革は23年度まで続くことが決まっている。今後の予算編成方針において、教育、研究経費への影響を押さえるには限界がきている。今後も厳しい財務運営を続けざるをえないが、次期中期目標・計画期間における運営費交付金の在り方等の動向を踏まえつつ、教育・研究の質を維持する方策を検討したい。

## 「Ⅱ 基本情報」

### 1. 目標

○東京芸術大学は、唯一の国立総合芸術大学として百年以上に亘り世界的な芸術家を輩出し、我が国の芸術の指導的役割を果たしてきた。こうした伝統や遺産を継承しつつ、創立以来の自由と創造の精神を発展させ、優れた芸術家、研究者、教育者を養成することを目標とする。

○東京芸術大学は、芸術文化立国・日本の核として芸術文化の教育研究を多方面から行いつつ日本の芸術文化の独自性を深めるとともに、多様な世界の芸術文化と交流しあう国際的な拠点づくりを実現する。

○東京芸術大学は、大学院教育の充実・拡充に焦点をあて大学の組織を整備し、芸術表現の新たな研究領域や分野に積極的に取り組み、映像・演劇・舞踊・メディア芸術などについても積極的に対応し、芸術を広く時代に開いていく表現者、研究者の育成普及をめざす。

○東京芸術大学は、情感の豊かさや精神の深さを育む芸術環境の重要性を認識し、社会における芸術の必要性を発信するとともに、抽象的に語られやすい芸術の特異性を科学的な視点から明確化し、その普遍性を具体的な形で社会に位置づけていくことをめざす。

### 2. 業務

#### I 全体的な状況

本学は、前身である東京美術学校、東京音楽学校の創立以来120年間、我が国の芸術教育研究の中核として、古来からの伝統とその遺産を守りつつ、西欧の芸術思想及び技術を摂取、融合を図り幾多の優れた芸術家を輩出してきた。それらの芸術家は一方で優れた芸術性を発表する傍ら中等から高等に亘る教育者として文化芸術の継承と発展に寄与してきた。総じて我が国の文化土壌の醸成、情操と創造性ある社会の形成と、国際親善及び国際交流にも大きな貢献をしてきた。

これらの貢献は、一に優れた芸術家を教育、育成することで果たし得てきたが、今日における大学の貢献は、多くの市民に対して身近に文化芸術の教育、啓蒙の直接的関与の担い手として役割を果たすべき時代であり、本学は教育研究と同様、社会貢献を重要な柱として位置付け、社会に開かれた大学として様々な取組を行っている。

本学は、教育研究の成果、すなわち教員、学生の創作や演奏等の研鑽の成果を、展覧会や演奏会等の方法により、社会に積極的に公開している。また、本学の教員は、教育者であると同時に我が国有数の芸術家でもあって、その研究成果の発表が、学内外において継続的・積極的に行われていることは言うまでもないが、これらは本学の社会貢献活動であると同時に、我が国における文化芸術の普及活動でもある。

また、本学における教育（人材養成機能）は、正規の課程に在籍する学生を対象とするのが基本であるが、生涯学習への対応や多様な学習要望等に応ずる観点から、正規学生以外の社会の幅広い層を対象とした芸術教育についても、我が国唯一の国立芸術大学として積極的に取り組むべき使命・課題と認識している。

これらの使命、取組が、ひいては本学の教育研究にも還元され、学外・学内各々の文化芸術振興と教育研究のさらなる向上に資するものと確信している。

文化芸術振興基本法(平成13年12月7日法律148号)に謳われているとおり、文化芸術は、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持つものであり、国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

本学は、文化芸術の担い手として、「広く芸術に関する知識を授けるとともに、深く専門芸術の技能、理論及び応用の教授並びに研究」(学則第1条)を行うことを目的とし、創造力と感性豊かな人間性を兼ね備えた人材の育成をするとともに、文化芸術の普及発展に努めてきた。

そもそも文化とは、人間の営みの上で、社会に活力をもたらす、潤いを与え、人間形成に大きく寄与し、社会に拠り所を与え、社会の地位を高め、社会に誇りを与えるものである。そして、こうした文化の役割を根元的に支えるものの1つである芸術も又、社会との関わり無しには存在しえない。すなわち、芸術は本質的に社会との相互関係、相互作用をその中に持っているのである。

従って、芸術の教育研究を行うことは、例えば、芸術作品や演奏が常に社会からの批評に晒されるなど必然的に社会との関わりの上に成り立つものであり、社会から全く離れた芸術教育研究は想像することすら難しい。

本学は、このような常に社会と相互に作用する芸術の本質を深く認識し、教員・学生を問わず、常に社会との連携及び協力を視野に入れながら教育研究を行うことを責務として捉えてい

る。

こうした観点から、本学では、次のような社会と接点を有する活動を積極的に推進してきている。

- ① 展覧会や演奏会等による、教育研究成果、すなわち教員・学生の創作や演奏等の社会への積極的公開
- ② 国・地方自治体と協働して行う文化芸術普及活動

例えば、(1)大学美術館で行う、有料の年2回の芸大コレクション展と年3～4回の企画展並びに各科の作品発表展や教員の退任記念展など多数の無料展覧会、(2)年間100回以上開催される奏楽堂での演奏会・公開試験等、(3)学内外での展示・依頼演奏、(4)公開講座、(5)取手アートプロジェクトを始めとする地域での活動など、各種の活動をととして社会との多様な接点を多く持ち、本学の教育研究成果を社会に発信するとともに、多くの市民が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備に努めている。平成19年4月には、理事室の一つである社会連携室を事務部門の学外連携・研究協力課とより一体的に運営できるように発展改組し、役員会の下に「社会連携センター」として整備し、社会貢献活動の総合窓口として、地域社会や産業界等との連携を推進し、教育研究の振興を図るとともに、地域社会への貢献を一層推進できるよう体制を強化した。この結果、平成19年度から「藝大アーツ イン 丸の内」(日本の金融・経済の中心的ビジネス街である丸の内でのアート・イベントの開催。三菱地所(株)との共催。),「井野アーティスト・ビレッジ」(空き店舗を再活用し若手作家に共同アトリエとして提供する事業。本学学生、卒業生ら若手作家の取手市内定住化促進や市民が身近に芸術と触れ合う機会を増やす取組み。取手市と本学がUR都市機構の協力を得て行っている。)など新規の成果をあげた。また、美術研究科の各専攻で個別に行ってきた「社会と連携した芸術教育プロジェクト」(大学院学生の教育研究指導に社会と連携した活動を取り入れたもの)を「上野タウンアートミュージアム(UTM)」として位置づけて、平成19年度より台東区と本学で実行委員会を設置して、組織的に実施し始めたことを機に、昭和59年5月以来の「台東区と東京芸術大学の芸術・文化懇談会に関する覚書」を廃止し、平成20年10月24日に新たに包括的な連携協定である「東京都台東区と国立大学法人東京芸術大学との連携に関する協定」を締結した。これにより、メインキャンパスのある台東区との連携協力を従来以上に推進していく体制を構築した。さらに平成20年度においては、近隣の荒川区、「藝大アーツ イン 丸の内」を共催する三菱地所(株)、全く異なる研究分野の機関である独立行政法人理化学研究所ともそれぞれ連携協力に関する協定等を締結し、本学の教育研究並びに社会連携活動の幅を広げるべく体制作りを行った。

さらに、文化芸術振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されることを目指して文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならないという観点から、国内外の芸術家との交流や協働についても積極的に推進している。

平成20年度には、平成19年度に行った「日中韓芸術大学交流事業 藝大アーツ・サミット'07」での『芸術宣言』を受けて始まった「アジア総合芸術センター・プロジェクト」における各取組(日韓製作領域合同ワークショップ2008、日中韓陶芸サマースクール、日本音楽(箏曲)修得のためのサマースクール、日本と韓国の芸術国際交流事業「一日で知る日本と韓国の芸術」など)や「ハイドン共同研究プロジェクト」(ウィーン音楽演劇大学と共同で実施する「Joseph Haydn 弦楽四重奏曲全曲のCD録音」プロジェクト)などをはじめとする数多くの国際交流活動を行い、芸術を通じた国際貢献、相互理解、国際連携の推進を図った。

これらの活動は、いずれも常に社会との接点を持ちながら教育研究を推進していくという本学の姿勢を明確に示しているものであり、平成19年1月に発表した「東京芸術大学アクションプラン一世に「ときめき」を」一とも符合したものである。

同アクションプランの平成21年1月改訂時にも、この姿勢は堅持されており、本学は、この学長のアクションプランの下に、芸術をもって社会に貢献し続けることが本学のミッションであることをこれまで以上に自覚して、今後も教育研究、並びに社会連携活動を推進していく。

## II. 大学の教育研究等の室の向上

### 1. 教育方法等の改善

法人化後、本学では特に大学院教育の充実が図られてきた。特に重点的に行われた取組は以下の4点である。

#### (1) 映像研究科の設置

本学では、法人化前より映像分野の教育研究組織の設置を検討してきた成果として、平成17年4月大学院映像研究科修士課程映画専攻、平成18年4月同修士課程メディア映像専攻、平成19年4月博士後期課程映像メディア学専攻、平成20年4月同修士課程アニメーション専攻を設置した。映像研究科では、芸術文化的側面だけでなく、経済的側面からも今後の成長が見込まれるとして注目されている映像・コンテンツ産業を担う人材の育成を行うにあたり、映像文化都市を目

指す横浜市にキャンパスを置き、自治体と連携・協力関係を築き、併せて関連産業とも連携（(株)電通から外部資金を原資とする講座(授業科目)の提供を受ける)するなどして展開している。また、同研究科では、組織が常に活性化するように教員の任期を三年として可能な限り人材を流動化することとした。

#### (2) 音楽研究科の改組

平成14年に開設した音楽学部音楽環境創造科の完成を受けて、音楽研究科を改組した。修士課程音楽学専攻を音楽学部楽理科と同音楽環境創造科の両学科を基礎とする大学院課程として再編成し、修士課程音楽文化学専攻として、平成18年4月に開設した。

#### (3) 美術研究科における社会と連携した芸術教育プロジェクト

美術研究科の各専攻で個別に行ってきた「社会と連携した芸術教育プロジェクト」(大学院学生の教育研究指導に社会と連携した活動を取り入れたもの)を「上野タウンアートミュージアム(UTM)」として位置づけて、平成19年度より台東区と本学で実行委員会を設置して、組織的に実施することとした。また、平成11年より市民と取手市、東京芸術大学の三者が連携して行っているアートプロジェクトである「取手アートプロジェクト(TAP)」では、芸術家やアートマネジメントなどの人材育成と地域文化の振興を推進している。本プロジェクトは、本学の取手市との連携活動の中核をなす活動となっており、取手校地の学生を中心に多くの学生が運営への参画、企画への参加をしており、社会連携・地域貢献活動としてだけでなく、実地体験として教育面での効果も高い取組となっている。(平成16年度文部科学省「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」採択(平成16~18年度)、平成18年度文化庁「文化芸術による創造のまち」支援事業、平成18年度地域づくり表彰国土交通大臣賞受賞)その他、修士課程デザイン専攻の必修科目「デザイン・プロジェクト」は平成18~20年度は足立区、平成21年度からは都営交通と連携して、

#### (4) 教育改革事業：芸術系大学院における学位授与プロセスの研究

学位授与プロセスの研究の過程で、博士後期課程学生への論文作成指導の強化を行った。

## 2. 学生支援の充実

本学では、成績優秀者を顕彰するために、安宅賞をはじめ、平成20年度より新たに設けられた大賀典雄賞を含む25の学内奨学金を設けている。また、優秀な成績を得て卒業・修了する者に対して、買上作品、サロン・ド・プランタン賞、芸大デザイン賞、アカンサス音楽賞等を授与等している。また、奏楽堂での新卒業生紹介演奏会は、毎年各科の首席卒業者が出演する演奏会として、成績優秀者を顕彰している。その他、大学の所在する台東区から台東区長賞、取手市から取手市長賞、横浜市から横浜市長賞として、優秀な学生が表彰されている。これらの学内奨学金、買い上げ等の平成20年度の受賞者等は、計202人である。

これらの顕彰の受賞は、学生の学習意欲の向上に資するものであると同時に、国内外で活躍する卒業生が、芸術家、作家、演奏家としてのプロフィールの一事項として記載していることから、学生の芸術家、作家、演奏家としてのキャリア形成に十分な価値を持つものとして、広く認識されていると言うことができる。

さらに、①平成17年度より、学生から応募のあった企画の中から最優秀企画を選考し、企画者の学生を中心として演奏会を制作・実施する「奏楽堂企画学内募集」(平成20年度=第4回最優秀企画「怪談～前衛音楽が語る怪奇な物語～」(平成21年3月14日上演)、②平成18年度より、学生の制作活動の一端を学外に発信することを目的とする全学生を対象とした作品コンペを実施し、受賞者及び入選者の作品について展示・販売を行う「藝大アートプラザ大賞」(平成20年度=第3回作品テーマ「絆」、 「藝大アートプラザ大賞作品展」は平成20年11月26日~12月24日)という新しい取組みを開始した。これらの新たな取組についても、顕彰制度と同様に、学生のキャリア形成の一端を担うことが期待できるものである。

平成20年4月に学生課と入試・学務課を統合して新体制となった学生支援課では、これまで就職相談で「就活の方法がわからない」、「エントリーシート記入はどうすれば良いか」などの就職活動についての初歩的な質問が多かったこと、求人側・学生側の双方から就職説明会の要望が多数寄せられたことを受けて、例年5~6回だった説明会を、平成20年度は27回と大幅に回数を増やして支援に当たった。

また、金融危機後の急激な為替相場の変動の影響を強く受けている国を母国とする留学生が、経済的に困窮し修学に支障がある状況となってきたことをから、「他の奨学金を受給している場合、月額10万円未満であること」などを条件に、平成21年2月4日~2月20日に受給申請を受け付けるための緊急援助とした。

## 3. 研究活動の推進

本学では、大学美術館(陳列館等を含む)において、各学科等の研究成果を反映した企画を含め、様々な企画展覧会を開催している。平成20年度の実施状況(主なもの)は下記のとおり。

- ・芸大コレクション展
- ・21世紀のアートオフィス展
- ・バウハウス・デッサウ展
- ・「工藝考—素材へのまなざし—」

・狩野芳崖 悲母観音への軌跡—東京藝術大学所蔵品を中心に  
・台東区コレクション展 日本絵画の源流、敦煌莫高窟壁画模写  
・線の巨匠たち—アムステルダム歴史博物館所蔵素描・版画展

・「素描展」  
・ICHIKEN展 <東京藝術大学日本画第一研究室発表展>  
・第3回 国際交流デザイン展：Sixth sense など

・「バウハウス・デッサウ展」（平成20年4月26日～7月21日）では、ドイツ統一後に設立されたバウハウス・デッサウ財団と連携して、同財団が所蔵するバウハウス（1919年～1933年）の資料を共同で調査研究し、その成果を展覧会にまとめて、国内4会場で開催した。

・「狩野芳崖 悲母観音への軌跡」（平成20年8月26日～9月23日）展は、下関市立美術館と共同企画で、芳崖の出生地である下関での長年の調査研究を踏まえ、絶作「悲母観音」にいたる画業を振り返る展示をおこなった。その成果は、展示のみならず、双方の研究者がカタログ論文を執筆して学術的にも高く評価された。

・「線の巨匠たち—アムステルダム歴史博物館所蔵 素描・版画展」（平成20年10月11日～11月24日）では、展覧会の企画の初期段階から、アムステルダム歴史博物館（Amsterdams Historisch Museum）の全面的な協力を得て、同館のオールドマスターの素描・版画コレクションの調査を実施し、同館の未調査・未公開作品を含めた、重要な素描・版画群を、「ヨーロッパ素描コレクション史」の文脈から捉え直すことが可能となり、博物館学や西洋美術史研究の点から意義深い展覧会となった。

音楽分野においては、「作曲家シリーズ」をはじめとして下記のようなプロジェクトまたはシリーズ演奏会を中心とした、ユニークな活動を行っている。

- ・作曲家シリーズ(平成20年度は「メシアン・プロジェクト」)
- ・リサイタルシリーズ(平成19年度～継続)
- ・ハイドン・シリーズ(平成11年度～継続)
- ・“うた”シリーズ(平成13年度～継続)
- ・創造の杜(平成15年度～継続)
- ・アジア・躍動する音たち(平成15年度～継続)
- ・和楽の美(平成14年度～継続)
- ・藝大と遊ぼう(平成16年度～継続)

など

これらの演奏会は、例えばハイドンシリーズのように全曲演奏を目指したり、他では演奏機会の少ない楽曲に取り組んだりするもの、和楽の美や創造の杜のように新しい表現に取り組むものなど、大学ならではの企画となっているものが多い。特に平成19年度に開始した「リサイタルシリーズ」は、本学音楽学部で指導に当たる教員が、教員であると同時に「優れた演奏家」であるということを大学としての大切な財産と考え、その技量を十全に発揮できる場を設け、その財産を社会に還元していくことを目的に企画されたもので、芸術大学ならではのシリーズと言える。平成20年度は「迫昭嘉ピアノ・リサイタル」、「玉井菜採ヴァイオリン・リサイタル」、「萩岡松韻箏リサイタル」、「山本正治クラリネット・リサイタル」を開催した。

#### 4. 社会連携・地域貢献、国際交流等の推進

本学は常に社会に開かれた大学として、展覧会や演奏会等による教育研究成果、すなわち教員・学生の創作や演奏等の社会への積極的公開や、国・地方自治体と協働して行う芸術文化普及活動に加えて、様々な受託研究、受託事業を行っている。

社会連携・地域連携の実績としては、本学の実施する公開講座のほか、キャンパスが所在する台東区、取手市、横浜市、足立区を始め、その周辺地域を中心に様々な日本の諸地域において、文化芸術向上、生涯学習に資する芸術教育提供・支援、芸術鑑賞提供・支援等が挙げられる。特に、「1. 教育内容の改善」の(3)に記載した各取組は、教育の充実とともに社会連携・地域貢献を図る特色ある、かつ優れた取組となっている。

また、平成18年9月の音楽学部千住校地開設に伴い、足立区との連携によるシンポジウム、演奏会、展覧会、文化講座等の実施だけでなく、区内の教員のリカレント教育、モニュメントの制作、デザインプロジェクトなど幅広い地域連携活動を開始し、平成20年度においても継続実施した。

社会連携・地域貢献、国際交流の実績について、特に注目されるのは、平成19年度に行った「日中韓芸術大学交流事業 藝大アーツ・サミット'07」での『芸術宣言』を受けて始まった「アジア総合芸術センター・プロジェクト」である。平成20年度においては、日韓製作領域合同ワークショップ2008(平成20年8月1日～4日 参加者数21名：教員7名・学生14名 東京芸術大学・韓国映画アカデミー)、日中韓陶芸サマースクール(平成20年7月7日～10日 参加者数14名：教員5名・学生9名 東京芸術大学・清華大学美術学院(中国)・中国美術学院(中国)・ソウル大学校美術大学(韓国)・大邱大学校(韓国))、日本音楽(箏曲)修得のためのサマースクール(平成20年8月20日～28日 参加者数21名：教員6名・学生15名 中央音楽学院(中国)・上海音楽学院(中国)・ソウル大学校音楽大学(韓国)・韓国藝術総合学校(韓国))、日本と韓国

芸術国際交流事業 「一日で知る日本と韓国の藝術」（会場：在大韓民国日本国大使館公報文化院（韓国ソウル）。講演会：先進的な芸術教育（平成20年12月16日 出席者90名）。音楽会：日本の音（平成20年12月16日）。展覧会：韓国の杜（平成20年12月16日～19日））などの取組が展開されたことにより、これまで以上に中国、韓国等の大学との交流が促進された。

## 5. その他

「国公立五芸術大学連携協定」（平成19年12月締結）に参加した各校との連携・協力として、平成20年度において下記の取組を行った。

- ・「五芸術大学研究交流会」を開催（平成20年12月10日）…芸術大学に相応しいFDのあり方や9月入学をテーマに現状や課題等について意見交換と討論を行った。
- ・「日本と韓国の芸術国際交流事業 「一日で知る日本と韓国の藝術」」（平成20年12月16日）…「アジア総合芸術センター・プロジェクト」の取組の1つである同事業における講演会「先進的な芸術教育」を、協定参加の各校が協力して開催した。

また、新たに独立行政法人理化学研究所と科学技術及び文化芸術の振興のために連携協定を締結（平成21年3月24日）し、「音楽と言語に共通する認知構造解明といった共同研究，人材育成」，「科学的手法と芸術的完成の結びついた新しい表現の創造」などを目指して連携・協力を推進していくこととなった。

## ○附属学校について

本学音楽学部附属音楽高等学校は、良い環境の下で専門家育成のための早期教育を目的に1954年に創設された国立大学法人の附属高等学校の中で、唯一の音楽高校である。

入学定員40名、収容定員120名の小規模な高等学校ではあるが、全国から集まった生徒に高校専任教員と大学学部教員が連携して、音楽実技の指導をしている。また、大学学部と同様に、積極的に学内外で演奏会を行い、教育成果の発表を行っている。

大学教員も下記のように、附属学校の教育に深く携わっており、大学との一貫教育を考慮した体制となっている。

- (1) 専攻実技については、主として大学教員が兼務する
- (2) 副科実技の一部についても大学教員が兼務
- (3) 音楽関連科目の音楽史、音楽理論、ソルフェージュの一部についても大学教員が兼務
- (4) オーケストラ、室内楽、ピアノ所見についても一部についても大学教員が兼務

平成20年度には、附属学校生徒に対して、実技レッスン、一般教科、学校生活などについて、アンケート調査を実施した。特に、実技レッスンについては満足度や理解度等についてだけでなく、一日の練習時間等についても調査し、その結果について附属高校教員だけでなく、大学教員も共有して、指導の充実に努めている。

## III. 業務運営の改善及び効率化

### 1. 特記事項

○常に社会との接点を持ちながら教育研究を推進していくという本学の姿勢を、学長のリーダーシップの下でより明確にし、着実に具現化していくために、平成21年1月に「東京芸術大学アクションプラン ― 世に「ときめき」を ― 平成21年1月改訂」をとりまとめ、学内外に発表した。（平成19年1月公表のアクションプランの改訂第3版）

○本学独自の研修を企画して、教職員の能力開発や意識向上を図っている。平成20年度は、東京芸術大学への理解を深め、日常業務遂行に役立てるものとして、「展覧会概論」、「東京芸術大学史概論（美術編）」、「音楽に関する基礎知識」を、複雑化する業務に役立てるために、「エクセル研修入門編」、「エクセル研修中級編」、「パワーポイント研修中級編」、「パワーポイント研修上級編」を、学生サービス等に役立てるために「接遇研修」を実施した。

### 2. 共通事項に係る取組状況

#### ①戦略的な法人経営体制の確立と効果的運用が図られているか。

本学では、法人化にあわせ平成16年に理事の下に各学部等の教員と事務職員等の構成による理事室等を設置し、全学的な観点から企画・立案業務を担当し、学長及び役員を補佐するとともに部局等との連携を図り、機動的な運営を行ってきた。平成18年度までに、出版・著作権管理局の業務を見直し、著作権関連業務を研究推進室に移行し、知的財産戦略の確立を目指すとともに、同局を教育研究の成果を発表する出版に特化した出版局としたほか、分散していた広報関連

業務を集約し戦略的に広報活動を行うため、新たに広報室を設置するなど、理事室等の任務の強化、明確化も図った。19年度には、理事室の一つである社会連携室を事務部門の学外連携・研究協力課とより一体的に運営できるように発展改組し、平成19年4月より「社会連携センター」として整備し、社会連携活動の総合窓口として、地域社会や産業界等との連携を推進し、教育研究の振興を図るとともに、地域社会への貢献を行えるよう体制を強化した。また、学長特命（国際交流及び留学生担当）には、前述の理事室のうち、国際交流室長と学生支援室留学生部会長を兼務させて、特に国際交流に関する総合的な企画・立案が可能となるようにしている。

平成20年度現在の理事室等は下記のとおり。

理事（教育担当） 教育推進室，学生支援室  
理事（研究担当） 研究推進室，広報室，出版局  
理事（総務担当） 管理・運営室，人事・総務部会，  
施設・環境部会，企画・評価室，安全衛生委員会  
理事（学長特命担当） 社会連携センター  
学長特命（国際交流及び留学生担当） 国際交流室

### ②法人としての総合的な観点から戦略的・効果的な資源配分が行われているか。

予算の編成方針は理事室会議である管理・運営室及び学長・各理事・各部局長により構成する予算調整会議での検討と経営協議会での審議を経て役員会で作成されている。

資源配分方法は、人件費、全学共通経費、学長裁量経費等を本部で一括集中管理しつつ、教育研究費等の部局の経費については、前年度の実績と個別の必要性を考慮しつつ配分している。部局の経費は、部局長裁量による部局内配分が可能で予算配分方針を策定し予算管理を行っている。

学長裁量経費は毎年約1億円確保して、本学の教育研究上推進すべき分野に学長のリーダーシップによる重点配分を行っている。特に、各部局の枠を超えた全学的な視点から教育研究の一層の充実発展を図るため、本学にとって重要な課題に関する調査研究を行う「学内公募プロジェクト」、学長が定めたテーマについてのプロジェクト研究を行う「学長発信プロジェクト」、学長が提案したプロジェクトを全学から募集したメンバーにより実行する「学長プロジェクト」の3つの制度を構築し、横断的な学内共同研究を推進し、各プロジェクトの特色に応じた学長のリーダーシップによる戦略的な配分を行っている。

また、外部資金から得た間接経費については、教育研究経費と一般管理経費に等分に配分し、さらにそれぞれを全学的経費（学長裁量分）と受入部局経費（部局長裁量分）に等分に配分していたが、平成19年度に外部資金を獲得した受入部局や教員ヘインセンティブという面で間接経費の使途について見直しを行った結果、平成20年度より教育研究経費と一般管理経費の使途区分をなくすこととなった。平成20年度の学長裁量分の使用にあたって、研究推進室において効果的な使用方法を検討した結果、インセンティブの付与の観点も考慮し、受託研究及び受託事業に係る間接経費のうち学長裁量分の70%を受入部局に再配分し、各部局のニーズに合った使用を図ることとした。

その他、平成20年度においては、金融危機後の急激な為替相場の変動の影響を強く受けている国を母国とする留学生の修学を支えるための緊急援助を実施した。「厚生補導特別経費」は平成21年度予算からではあるが、その緊急性の高さに鑑み、前倒しで行うこととし、「他の奨学金を受給している場合、月額10万円未満であること」などを条件に、平成21年2月4日～2月20日に受給申請を受け付け、30名の希望者全員に対して5万円の一時金を支給した。

### ③業務運営の効率化を図っているか。

本学では、限られた経営資源を有効に活用するため、必要に応じて、業務委託や人材派遣の活用等、業務のアウトソーシングを進めている。平成16年度からこれまでの間に新たに下記の業務について、業務委託や人材派遣を活用することとした。

- ・取手校地バス運行管理業務(H17～業務委託)
- ・上野校地の自動車運転業務(H17～随時、業務委託)
- ・藝大アートプラザでの作品・資料等の展示・頒布に関する業務(H17～業務委託)

また、（上記以外の）従前よりアウトソーシングしている業務についても、契約内容等を精査し一層の効率化を図った。

その他、本学では電子メール、電子掲示板等の活用による事務処理の迅速化等も推進しており、下記のような具体的な施策をとっている。

- ・事務局ホームページにおける全職員向け事務情報を掲載
- ・会議室や貸出物品等の予約等や、掲示板機能により各種通知や案内等を瞬時に同時に行うことができるグループウェア「サイボウズ」の導入
- ・学報の発行形態を紙媒体からホームページへの掲載に変更
- ・各種の調査へのメールによる資料提出の促進
- ・研究助成情報をホームページ上で提供することとしたのに伴い、更新情報を一斉メールで配信

等

さらに、事務組織については、主に下記の通り見直しを行ってきた。

(1)映像研究科の新設に伴うもの

- ・H16. 10月 総務課に映像研究科設置準備室を置く。
- ・H17. 4月 映像研究科の設置に伴い準備室を廃止し、研究科に事務部を置く。

(2)企画系業務の強化に関するもの

- ・H17. 4月 総務課の業務を見直し、総務課に企画評価・広報室を置く。室の下に企画評価係と広報係を置く。併せて、総務課所掌の研究協力、国際交流等の業務を学外の諸機関や社会との連携に関する諸業務を専門的に処理する学外連携・研究協力課を新設した。
- ・H19. 4月 理事室である社会連携推進室を発展改組し、社会連携センターとすることに伴い、事務組織との一体的な運営が可能となるよう、学外連携・研究協力課を社会連携推進課に名称変更。

(3)学生サービスの強化に関するもの

- ・H17. 4月 学生課に学生支援係と奨学係を新たに置き、専門職員担当業務を分掌させた。また、入学主幹を入試・学務課に転換し、専門職員担当業務を学務係として配置。
- ・H20. 4月 学生課と入試・学務課を統合し、学生支援課を設置。

(4)事務の一元化に関するもの

- ・H20. 8月 美術学部、音楽学部の各事務部会計係を事務局会計課に一元化した。また、総務課と会計課に分かれて行っていた給与計算関係業務、共済関係業務を総務課に集約した。

④収容定員を適切に充足した教育活動が行われているか。

学部については、別表1のとおり適切な定員充足率を保っている。研究科については、定員充足率の面では入学定員を超過して入学者がある専攻が一部にあり、入学定員の改訂等を行った。(平成16年度：美術研究科修士課程彫刻専攻を6名増、同工芸専攻を3名増、平成17年度：美術研究科博士後期課程美術専攻10名増、平成19年度：美術研究科修士課程建築専攻を4名増、平成20年度：美術研究科修士課程絵画専攻6名増、音楽研究科博士後期課程音楽専攻を10名増)また、別科については平成18年度より入学定員を20名減とした。

⑤外部有識者の積極的活用を行っているか。

国立大学法人法第20条の定めに従い、学外有識者で組織される経営協議会を置き、定期的開催し(H16=9回、H17=6回、H18=4回、H19=4回、H20=4回)、財務・会計等の経営上の様々な重要事項の決定に際して審議を行い、その都度適切なアドバイスを受けている。平成16、17年度は法人化直後で課題が多かったことから開催回数を増やして対応した。また、協議会での意見交換において出された意見についても、法人運営へ反映させている。(例：受託事業制度の導入など)

なお、多額の資金を要する大学美術館における展覧会の企画等に当たっては、大学美術館評議員会(外部有識者25人以内)を組織し、展覧会の学術的な意義に加え採算性等についても審議を受けている。

その他に、学長の諮問に応じ、芸術振興、社会貢献等、その他大学運営に関する助言及び支援を行う学長相談役を設け、大学運営に外部有識者の意見を反映させる体制も整備しているほか、安全衛生コンサルタントへの調査委嘱と専門的意見聴取(安全衛生委員会)、知的財産戦略策定のため弁護士を招き、講演会と意見交換を実施(主催：研究推進室)など、必要に応じて学外の有識者を活用してきた。

平成20年度から、新規で著作権などの芸術文化領域を支えるエンタテインメント法を専門とする弁護士と法律顧問契約を締結し、大学広報誌への演奏会出演者等の写真掲載に伴う許諾、大学主催演奏会に係る原盤供給契約に関する助言等を受けた。

⑥監査機能の充実が図られているか。

監査機能の充実と本学の健全な運営に資することを目的に、学長の直轄組織として、平成18年4月に「監査室」を設置した。同室では、「東京芸術大学監査室規則」及び「東京芸術大学内部監査実施要項」に基づき、監査室監査計画を立て、全部局の業務監査及び会計監査(科学研究費補助金の執行状況の監査及び会計監査も含む)を実施した。また、内部監査、監事監査を効果的に実施するため、「役員、監事、会計監査人、監査室」で構成する四者協議会を定期的開催している。

また、会計業務担当職員の専門性の向上を図るため、文部科学省、国立大学財務・経営センター、会計検査院、監査法人等の主催する研修会に職員を参加させた。また、勤務時間等に関する業務についても、事務担当者及び監査担当者の学内研修会を毎年度実施することとしている。

⑦男女共同参画の推進に向けた取組が行われているか。

本学では、(1)労働基準法や育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関

する法律の規定に則り、本学の就業規則において育児休業制度、介護休業制、育児や介護のための勤務時間の短縮等の措置、子の看護休暇制度など女性に負担がかかりやすい育児や介護と仕事の両立支援、(2)「東京芸術大学におけるハラスメントの防止等に関する規則」(平成17年12月15日制定)を定め、セクシャル・ハラスメントを含むあらゆるハラスメントについて、啓発活動の実施等による未然の防止策と、事案が発生した場合の迅速にして公正な解決を図るための体制整備を行い、セクシュアル・ハラスメントの生じない教育研究環境を維持するための全学的取組の推進、(3)「東京芸術大学における旧姓使用の取扱い及び手続き等について」(平成16年4月1日学長裁定)により、姓の変更が女性教職員のキャリア形成の面で不利とならないように、本人の希望に応じて、大学として旧姓の通称使用を認めるよう基準を明文化、などの取組によって、女性教職員が結婚・出産後も働きやすい環境の整備を図っている。

また、女性の積極的採用ということでは、本学では「東京芸術大学における教員の採用及び昇任等に関する選考要項」(平成16年5月27日学長裁定)において、採用の際の観点として、等しい能力を持つ候補者が複数あった場合には、他大学出身者、女性、外国人、障害者を積極的に選考することを定めている。本学の女性教職員比率は、資料編の資料4-3に示したとおりであり、教員については、講師以下の若年層での女性比率が特に上昇してきていることから、これらの教員がキャリアを積んでいくことによって、今後は上位の職位の教員についても徐々に女性比率が上がっていくことが期待されている状況である。

- ⑧ 従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。  
「V 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する特記事項」を参照

#### IV. 財務内容の改善

##### 1. 特記事項

○事務の効率化・合理化を図るため、平成18年度から上野地区の3機関(本学、東京国立博物館、国立西洋美術館)で共同調達を実施してきた。平成20年度には国立科学博物館が新たに加わり、4機関でコピー用紙、トイレットペーパー、廃棄物処理、古紙等の売り払いについての共同調達を実施している。

○本学では、余裕資金を大口定期のほか、国債、地方債で運用することによって、少しでも多くの運用益を得ようと努力してしてきたところだが、平成20年度から新たな試みとして金融債(利付農林債、商工債)による運用を開始した。

○本学では、法人化当初の平成16事業年度の報告時から部局ごとの財務分析を続けており、財務諸表にも「開示すべきセグメント情報」と記載している。平成20事業年度の報告においては、新たに附属高校(音楽学部附属音楽高等学校)を1つのセグメントとして、音楽学部から分離して分析することにした。

##### 2. 共通事項に係る取組状況

- ①財務内容の改善・充実が図られているか。

経費節減は日常の活動の中で常に強く意識されている。省エネルギー、省資源、ペーパーレス化はその具体的方針である。また、経費節減・収入増加の取組が様々に行われている。特に非常勤講師手当については、平成16年度に実施した単価改訂に引き続き、平成17年度においては、担当科目及び担当時間数の見直しを行い、平成18年度における非常勤講師手当の全体額を抑制した。

外部資金の確保については、法人化後に寄附募集の方法について検討を行い、継続的に大学を支援していただくことを目的とした賛助会制度「藝大フレンズ」を平成17年度に創設した。また、特に創立120周年を迎えるにあたって、平成18年～19年度には、創立120周年記念募金を展開し、寄附募集の強化を図った。

さらに、本学の教育研究成果を資源とし、その社会への還元を促進するための「受託事業」制度を平成18年2月に新設し、外部委託者のニーズに沿った事業が展開できるよう制度の充実に努めた。同制度により、平成20年度において17件の事業を実施し、92,457千円の外部資金を受け入れた(※文化庁委託事業関係を除く)。受託研究、共同研究についても堅調に受け入れており、平成20年度も受託研究・共同研究・受託事業の受入総額は2億円を超え、法人化初年度の平成16年度に比べて10倍以上の額となっている。

他方、資産の運用・管理に関しては、余裕資産の効率的運用を図り少しでも多くの果実を得るように努力している。特に、従前細分化されてばらばらに管理されていた長期保有の旧奨学寄附金を大学本部で一本化し、余裕資金を国債、地方債等で運用している。(上述の特記事項参照)

- ②人件費等の必要額を見通した財政計画の策定や適切な人員管理計画の策定等を通じて、人件費削減に向けた取組が行われているか。

中期目標期間内の人件費については、映像研究科の設置と横浜校地の開設、音楽研究科修士課程音楽文化学専攻の設置と千住校地の開設という組織・校地の拡大整備に伴う需要の増大への対応が課題だったが、既存組織における常勤職員人件費の抑制を基本としつつ、短時間労働制、年

俸制などの新たな勤務形態の導入に伴う人件費の合理化・削減を実現し、大学全体としては抑制基調を確保するとともに、平成20年度においては、奈良地区以外の各地区（上野、千住、取手、横浜）の地域手当と特別手当の合算支給率を14%とし、本学の職員数の大部分を占める上野及び千住については、国家公務員の地域手当と比べて2%低い値とし、また定期昇給の60歳停止（本学の大学教員の定年は67才）の措置を続けるとし、抑制基調を継続した。

平成17年12月に閣議決定された総人件費改革の実行計画を踏まえ本学で策定した人件費削減計画においても、常勤役員報酬及び承継職員給与について、平成17年度の人件費予算相当額をベースとして、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図ることとしているが、平成20年度の人件費実績額は、総人件費改革の基準となる平成17年度人件費予算相当額比約6.73%減となっている。（参考：平成17年度の実績額比約4.66%減。平成19年度の実績額比約1.25%減。）

③従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。

「V 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する特記事項」を参照

## V. 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供

### 1. 特記事項

○企画・評価室で、芸術文化振興に関心のある企業、団体を対象にした「芸術系大学への期待に関する調査」を実施した。調査結果については、本学の教育、研究、社会貢献等各分野での取組の企画立案に活用するための参考資料として、学内の各部局や理事室にも配布し、周知した。

○広報室では、Webサイトのアクセス解析結果から分かったユーザーのニーズに応えるため、「入試情報」、「学部・学科紹介」ページを充実させた。特に「入試情報」ページでは、合格発表掲示を平成21年度入学者選抜試験から初めて実施した。本学の個別入試は学科によって異なるが最終合格発表だけでなく、複数回の合格発表があるため、合格発表掲示をWebサイトで行うことは受験生の利便性を高めることになると想定していたが、「入試情報」へのアクセス数は、入試開始前の1カ月に比べて、約2倍に上昇し、効果的なサービスであったことが裏付けられた。

### 2. 共通事項に係る取組状況

① 中期計画・年度計画の進捗管理や自己点検・評価の作業の効率化が図られているか。

本学では、中期計画・年度計画の進捗状況については、エクセル形式の電子データによって管理している。年度計画については、毎年9月末、12月末の年度途中で計画の進捗チェックを行い、年度末に最終報告を行うこととなっている。また、本学の教育研究の特徴を伝えるためのデータ（学内外での演奏会、展覧会、発表会等の実施状況や学生の顕彰や受賞等のデータ）については、毎年度の計画の進捗チェックや報告にあわせて、収集整理し、大学評価・学位授与機構が行う教育研究評価における現況分析等に活用している。また、本学では2学部3研究科と規模も小さく、大規模なデータベースを作成してはいないが、大学評価・学位授与機構の大学情報データベースのエクセル形式の調査表を活用して、基本データを学内でも整備している。

② 情報公開の促進が図られているか

総務担当理事を室長とする管理・運営室において、情報公開の開示請求に対して法人として判断をすべき案件について迅速に対応できる体制をとっている。また、情報公開のための規則を整え、情報セキュリティポリシーも制定した。加えて、広報関連業務を戦略的に実施するため、新たに広報室を設置している。

大学公式Webサイトにおいては、大学の概要、組織の概要に関する情報、各学部研究科の紹介、入試に関する情報などの基本的情報のほか、教員総覧、大学美術館展覧会・奏楽堂演奏会の開催情報などを掲載し、本学の諸活動について広く公開している。また、「情報公開・個人情報保護」の頁を設けて、下記の大学運営にかかわる諸情報を公開している。

- ・組織図
- ・役員会名簿 ・経営協議会名簿 ・教育研究評議会名簿
- ・職員数
- ・役員報酬規則 ・職員給与規則 ・職員退職手当規則 ・招聘教員就業規則 ・事務等非常勤職員就業規則 ・教育研究等非常勤職員就業規則
- ・国立大学法人東京芸術大学の役職員の報酬・給与等について
- ・業務方法書 ・中期目標、中期計画 ・年度計画 ・事業年度に係る業務の実績に関する報告
- ・年度実績報告書への評価委員会の評価の結果
- ・会計通則 ・契約規則 ・授業料その他の費用に関する規則 ・附属図書館文献複写規則
- ・情報公開取扱規則 ・情報公開に関する開示・不開示の審査基準 ・法人文書ファイルの検索
- ・個人情報取扱規則 ・個人情報管理規則 ・個人情報の開示決定等に係る審査基準 ・個人情報

報ファイル簿

- ・財務諸表 ・決算報告書 ・事業報告書 ・監事が行う業務監査及び会計監査（財務諸表及び決算報告書）の報告内容 ・会計監査人が行う監査の結果
- ・環境物品等の調達の推進を図るための方針 ・グリーン（環境物品等）調達推進体制概要図
- ・環境物品等の調達の実績の概要、調達実績取りまとめ表
- ・東京芸術大学政府調達協定実施規則 ・東京芸術大学建設工事等随意契約実施要項 ・随意契約締結一覧

そのほか、「お知らせ」欄での諸活動の周知も平成20年度分が91件（平成18年度94件、平成19年度115件※120周年記念事業実施のため特に多かった）となっており、適時的な情報の周知を図っている。

### ③ 従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか

評価結果については、総務担当理事（企画・評価室長）から各理事、部局長に通知するとともに指摘された課題について、担当理事室（部局）を決めて、改善方策等について検討し、計画を提出させた上で、実行している。

平成19年度の評価結果においては、下記の点に関する指摘があったが、これらの状況については、それぞれに関する次の計画番号の部分を参照願う。

- ・人件費削減の取組に関すること
- ・事務組織の見直しに関すること
- ・危機管理マニュアルに関すること

## VI. その他業務運営

### 1. 特記事項

○【115-1】にも記載したとおり、各校地（上野：平成20年9月1日、取手：平成20年10月17日、横浜：平成20年12月12日、千住：平成20年9月24日、附属音楽高校：平成20年12月8日）で消防訓練を行っただけでなく、AED講習会（平成20年11月6日）の開催、大学美術館での救護訓練の実施（平成20年8月27日）、取手校地での救命講習会（平成20年11月7日）の開催、美術学部新入生オリエンテーション（平成20年4月7日開催）で「安全管理・排水管理・廃棄物管理」についての説明実施など、マニュアル記載の行動が速やかにとれるよう、様々な取組を行った。

### 2. 共通事項に係る取組状況

#### ①施設マネジメント等が適切に行われているか

施設の効率的な管理運営のため、平成16年度に管理・運営室の施設・環境部会にキャンパスプラン検討WGを設置し、①施設の適正な運用、②運用面から見た機能的・動線的な建物配置の問題等を検討し、「『キャンパスプラン』の検討について」として平成17年3月にとりまとめた。その結果、学内の空スペースの有効活用を図ることとし附属図書館1階ギャラリー部分として未使用だった場所を活用して、「藝大アートプラザ」を平成17年11月に開設した。同プラザは、本学の教職員等が創作した作品や本学が企画開発した作品等を社会に対して積極的に発信することにより、本学の教育研究成果を広く一般に提供するとともに、文化芸術を社会の身近なものとし、心豊かな生活や活力ある社会の実現に寄与するための本学の新しい発信の場となっている。平成18年度からは、藝大アートプラザ企画推進室主催により、本学学生の活動の一端を学外に発信することを目的としたアートコンペを実施し、同プラザにおいて「藝大アートプラザ大賞展」を開催して、入選作品を展示・販売し、学生の顕彰を行うなど、プラザ設置の目的を十分に果たしている。

また、下記のとおり自治体と連携した施設整備を行ってきた。

○本学にとって新分野となる大学院映像研究科の新設（平成17年4月1日設置）にあたり、横浜市と連携して拠点施設の整備を進めた。横浜市が提供する施設の改修（視聴覚室、スタジオ等の整備）に関しては、映画制作のための大空間室の必要、騒音対策、耐震補強などの改善について本学側から基本計画の提案を行い、横浜市の施工実施に参画した。（※平成16年度には旧富士銀行を改修し、17年度より映画専攻が使用→馬車道校舎、平成17年度には旧新港旅客ターミナルを改修し、平成18年度よりメディア映像専攻が使用。平成19年には万国橋ビル3階を改修し、平成20年度よりアニメーション専攻が使用。）

○大学院音楽研究科音楽学専攻の改組（楽理科と音楽環境創造科を基礎とする「音楽文化学専攻」の新設（平成18年4月1日設置））にあたり、足立区と連携して拠点施設の整備を進めた。足立区が提供する旧足立区千寿小学校の改修

（音楽演習室、スタジオ等の整備）に関しては、特に音響面等について本学側から基本計画の提案を行い、足立区の施工実施に参画した。（平成17～18年度、18年9月より使用）

特に足立区との連携による千住校地については、地方財政再建特別措置法施行令第12条の3第7号を活用し、キャンパス整備を実現後、芸術・文化を発信する街づくりを共同して推進するための受託研究等の事業を展開する取組となった。なお、施設の点検・評価に基づく専有スペースの配分、共用スペースの指定など、効果的かつ効率的なスペースの運用については、「東京芸術大学における教育研究施設の有効活用に関する規則」に基づき、施設・環境部会において検討し、着実に進んでいる。

②危機管理への対応策が適切にとられているか

学内の施設面における「リスクマネジメント」については、関係法令（建築基準法、消防法）等に基づく施設の定期点検を行い、不備（損傷等）、危険箇所があった場合は迅速にそれらを修復し、関係部署の緊密な連携を図りつつ事故等の未然防止に努めた。また、地震災害に備えるため、既存施設の耐震補強工事への取組に重点を置いて、既存施設の改修を進めた。

また、天災等様々な緊急事態に速やかに対応するための緊急連絡体制が従前より整備されていたが、平成17事業年度の評価結果における指摘を受けて、平成18年度は、危機管理体制の充実を図るために、総合的な危機管理マニュアルの作成に着手し、平成19年度には危機管理マニュアル、安全管理指針を策定した。平成20年度には、事務系は係ごと、教員・学生については研究室ごとにマニュアルを配布及び学内専用Webサイトへの掲載により周知の徹底を図っているほか、特記事項に記載した取組を行っている。

③従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか

「V 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する特記事項」を参照

### 3. 沿革

本学は、昭和24年5月教育制度の改革によって、東京美術学校及び東京音楽学校を包括し、これを母体として新たな性格をもった4年制の美術及び音楽の2学部からなる大学として設置された。設置後の概要は次のとおりである。

昭和25年4月1日	音楽学部に邦楽科を設置
昭和26年4月5日	大学別科（音楽）を設置
昭和27年3月31日	国立学校設置法の改正により、東京美術学校及び東京音楽学校を廃止
昭和29年4月1日	美術専攻科及び音楽専攻科（1年制）を設置 音楽学部附属音楽高等学校を千代田区神田駿河台に設置
昭和34年4月1日	美術専攻科及び音楽専攻科とも2年制となる
昭和35年9月13日	美術学部附属奈良研究室を開設
昭和38年4月1日	大学院美術研究科及び音楽研究科（修士課程）を設置
昭和40年4月1日	美術学部附属古美術研究施設を奈良市に設置
昭和45年4月17日	芸術資料館を設置
昭和48年4月12日	保健管理センターを設置
昭和50年4月1日	美術学部工芸科を改組し、工芸科とデザイン科を設置 言語・音声トレーニングセンターを設置
昭和51年5月10日	美術学部附属写真センターを設置
昭和52年4月1日	大学院美術研究科及び音楽研究科に博士後期課程を設置
昭和57年8月3日	那須高原研修施設を設置
昭和62年3月27日	取手校地を取得（茨城県取手市）
昭和63年4月1日	留学生センターを大学の内部組織として設置
平成3年10月1日	取手校地を開設
平成5年7月30日	取手校地短期宿泊施設を設置
平成6年8月31日	取手校地に芸術資料館取手館が竣工
平成7年4月1日	大学院美術研究科（修士課程・博士後期課程）に、独立専攻として文化財保存学専攻を設置 音楽学部附属音楽高等学校を上野校地に移転
平成8年3月25日	国際交流会館を松戸市に設置
平成9年4月1日	演奏芸術センターを設置
平成10年4月	大学美術館を設置（芸術資料館の転換） 奏楽堂開館
平成11年4月	美術学部の既設学科を改組し、先端芸術表現科を取手校地に設置
平成11年10月	大学美術館開館
平成12年4月1日	情報処理センター（芸術情報センター）を設置
平成13年4月	副学長の設置 事務局・学生部事務一元化
平成14年4月	音楽学部の新学科として、音楽環境創造科を取手校地に設置 取手校地に附属図書館取手分室を設置
平成15年4月	大学院美術研究科先端芸術表現専攻を設置
平成16年4月1日	国立大学法人東京芸術大学となる
平成17年4月1日	横浜校地を開設 大学院映像研究科（修士課程）映画専攻を設置
平成18年4月1日	大学院映像研究科（修士課程）にメディア映像専攻を設置 大学院音楽研究科（修士課程）音楽学専攻を改組し、音楽文化学専攻を設置
平成18年9月1日	千住校地を開設 音楽学部音楽環境創造科を千住校地に移転
平成19年4月1日	大学院映像研究科に博士後期課程（映像メディア学専攻）を設置
平成20年4月	大学院映像研究科（修士課程）にアニメーション専攻を設置

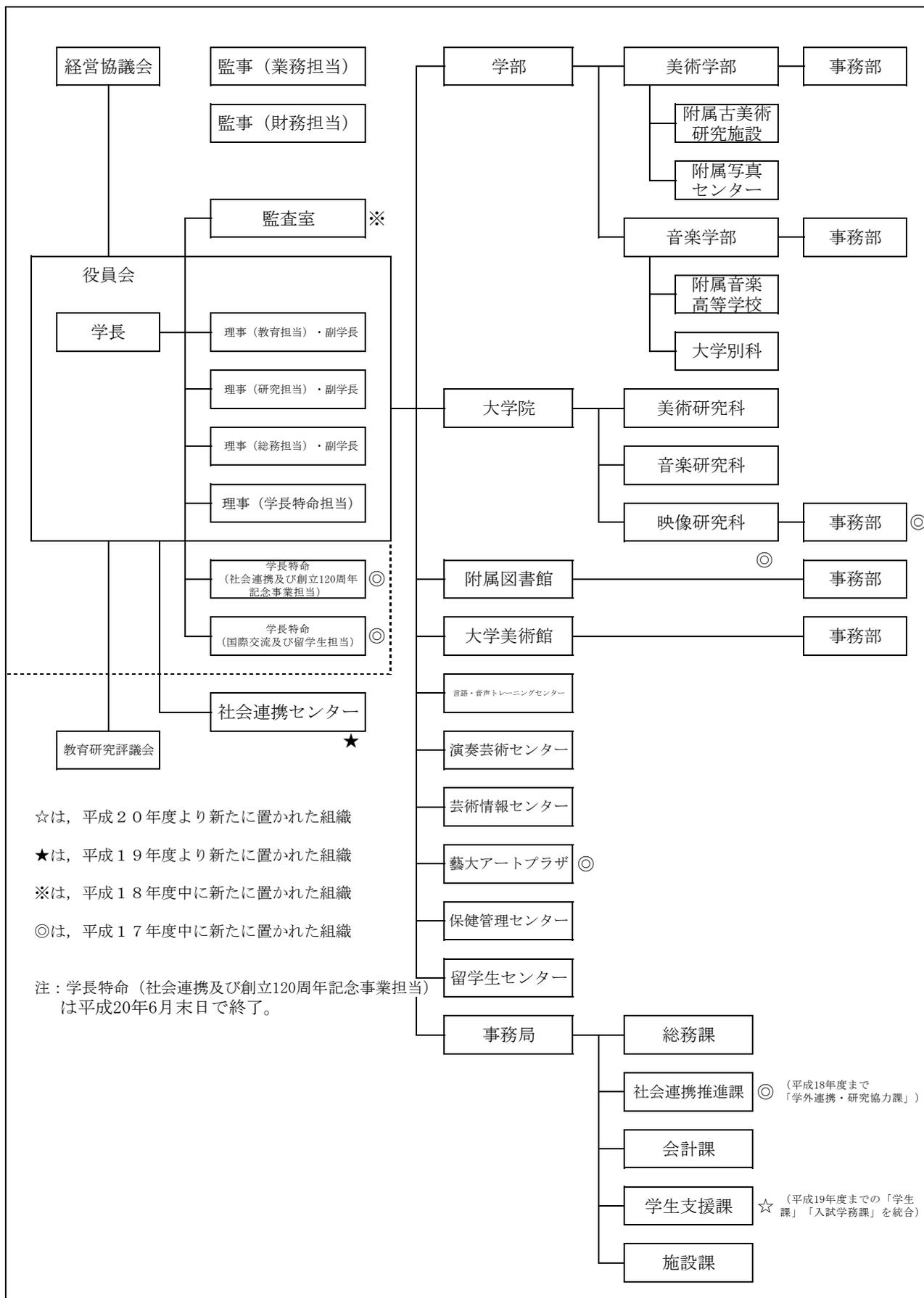
### 4. 設立根拠法

国立大学法人法（平成15年法律第112号）

### 5. 主務大臣（主務省所管局課）

文部科学大臣（文部科学省高等教育局国立大学法人支援課）

6. 組織図



☆は、平成20年度より新たに置かれた組織

★は、平成19年度より新たに置かれた組織

※は、平成18年度中に新たに置かれた組織

◎は、平成17年度中に新たに置かれた組織

注：学長特命（社会連携及び創立120周年記念事業担当）は平成20年6月末日で終了。

7. 所在地

本部事務所 東京都台東区 上野キャンパス 東 東京都台東区 千住キャンパス 東京都足立区 取手キャンパス 茨城県取手市 横浜キャンパス 神奈川県横浜市
--

8. 資本金の状況

56,399,708,886円 (全学 政府出資)
---------------------------

9. 学生の状況

総学生数	3,461人
学部学生	2,045人
修士課程	906人
博士課程	266人
別科学生	31人
その他	90人
附属高校生徒	123人

10. 役員の状況

役員の定数は、国立大学法人法第10条により、学長1人、理事4人、監事2人。任期は国立大学法人法第15条の規定、東京芸術大学学長の任期に関する規則及び東京芸術大学理事に関する規則の定めるところによる。

役職	氏名	就任年月日	主な経歴
学長	宮田 亮平	平成17年12月21日 ～ 平成22年3月31日	昭和59年4月 東京芸術大学採用 平成2年4月 東京芸術大学助教授 平成9年4月 東京芸術大学教授 平成13年4月 東京芸術大学美術学部長 平成16年4月 東京芸術大学理事
理事	渡邊 健二	平成20年12月21日 ～ 平成22年3月31日	昭和63年1月 東京芸術大学採用 平成16年4月 東京芸術大学教授 平成16年5月 東京芸術大学音楽学部副学部長 平成16年7月 東京芸術大学芸術情報センター長
理事	田淵 俊夫	平成20年12月21日 ～ 平成22年3月31日	昭和45年12月 愛知県立芸術大学採用 昭和60年7月 東京芸術大学採用 平成7年4月 東京芸術大学教授
理事	堀江 振一郎	平成19年1月15日 ～ 平成22年1月14日	昭和53年4月 文部省採用 昭和55年11月 ユネスコ・バンコク事務所 (～56年11月) 昭和61年1月 青森県教育長文化課長 (～63年1月) 平成2年5月 在アメリカ合衆国日本国大使館 一等書記官 平成5年5月 文部省学術国策局研究協力室長 平成7年4月 文部省学術国際局企画官 (ユネスコ担当) 平成9年7月 文部省教育助成局海外子女教育課長 平成10年4月 国際交流基金人物交流部長 平成12年4月 宮内庁東宮侍従

理事	玉井 賢二	平成20年12月21日 ～ 平成22年3月31日	昭和31年4月 日本放送協会採用 昭和58年7月 日本放送協会報道局社会部長 昭和62年7月 日本放送協会報道局長 平成元年6月 (株)NHKネットワーク社長 平成3年6月 (株)NHKアート社長 平成10年6月 (株)NHKアート顧問 平成10年11月 (株)メディアパークつくば常務取締役 平成14年1月 (財)文化財保護振興財団参与 平成15年4月 (財)文化財保護振興財団専務理事 平成16年4月 東京芸術大学経営協議会委員 (～平成17年12月20日まで)
監事	中島 尚正	平成18年4月1日 ～ 平成22年3月31日	昭和44年4月 東京大学採用 昭和45年4月 東京大学助教授 昭和58年4月 東京大学教授 平成10年4月 東京大学工学系研究科長、工学部長 平成13年4月 放送大学教授 平成16年4月 放送大学副学長 平成17年10月 独立行政法人産業技術総合研究所理事
監事	竹内 雄也	平成16年4月1日 ～ 平成22年3月31日	昭和38年4月 名古屋国税局採用 平成4年6月 熊本国税局長 平成5年6月 熊本国税局退職 平成5年7月 年金福祉事業団理事 平成11年6月 (株)ロッテ専務取締役 平成15年9月 (株)ロッテ専務取締役退任 平成15年10月 税理士

#### 11. 教職員の状況

<p>教員 1,097人 (うち常勤232人、非常勤865人)</p> <p>職員 190人 (うち常勤103人、非常勤87人)</p> <p>(常勤教職員の状況)</p> <p>常勤教職員は前年度比で2人(1.4%)増加しており、平均年齢は48歳(前年度48歳)となっております。このうち、国からの出向者は0人、地方公共団体からの出向者0人、民間からの出向者は0人です。</p>
--

「Ⅲ 財務諸表の概要」

(勘定科目の説明については、別紙「財務諸表の科目」を参照願います。)

1. 貸借対照表

(<http://www.geidai.ac.jp/guide/public/publicinfo.html>)

(単位：千円)

資産の部	金額	負債の部	金額
固定資産	67,867,251	固定負債	3,322,910
有形固定資産	67,303,733	資産見返負債	3,248,983
土地	37,356,800	退職給付引当金	33,904
減損損失累計額	-	長期未払金	40,022
建物	26,555,218	流動負債	3,447,750
減価償却累計額等	△ 4,925,324	運営費交付金債務	150,544
構築物	1,294,399	寄附金債務	1,113,450
減価償却累計額等	△ 437,775	未払金	1,646,569
工具器具備品	1,496,591	その他の流動負債	537,186
減価償却累計額等	△ 898,201	負債合計	6,770,661
図書	2,376,549		
美術品・收藏品	4,444,756	純資産の部	
その他の有形固定資産	40,719	資本金	56,399,708
無形固定資産	62,889	政府出資金	56,399,708
投資その他の資産	500,629	資本剰余金	7,381,921
流動資産	3,067,516	利益剰余金	382,475
現金及び預金	2,727,146	その他の純資産	-
有価証券	199,976	純資産合計	64,164,105
その他の流動資産	140,392		
資産合計	70,934,767	負債純資産合計	70,934,767

2. 損益計算書

(<http://www.geidai.ac.jp/guide/public/publicinfo.html>)

(単位：千円)

	金額
経常費用 (A)	7,787,563
業務費	7,246,936
教育経費	1,193,505
研究経費	314,873
教育研究支援経費	326,369
受託研究費	154,328
受託事業費	108,517
人件費	5,149,341
一般管理費	523,632
財務費用	16,652
雑損	340
経常収益 (B)	7,798,471
運営費交付金収益	5,006,879
学生納付金収益	1,881,646
入場料収益	49,521
受託研究等収益	160,728
受託事業等収益	108,937
寄附金収益	161,084
施設費収益	129,848
その他の収益	299,824
臨時損失 (C)	70,493
臨時利益 (D)	686
目的積立金取崩額 (E)	65,642
当期総利益 (F) (F=B-A-C+D+E)	6,743

### 3. キャッシュ・フロー計算書

(<http://www.geidai.ac.jp/guide/public/publicinfo.html>)

(単位：千円)

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	516,066
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 1,606,571
人件費支出	△ 5,054,070
その他の業務支出	△ 477,465
運営費交付金収入	4,914,837
学生納付金収入	2,034,500
受託研究等収入	241,205
寄附金収入	222,615
その他の業務収入	172,243
預り金の増加	68,771
II 投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	△ 113,920
III 財務活動によるキャッシュ・フロー(C)	△ 90,358
IV 資金に係る換算差額(D)	-
V 資金増加額(E) (E=A+B+C+D)	311,788
VI 資金期首残高(F)	1,365,539
VII 資金期末残高(G) (G=F+E)	1,677,328

### 4. 国立大学法人等業務実施コスト計算書

(<http://www.geidai.ac.jp/guide/public/publicinfo.html>)

(単位：千円)

	金額
I 業務費用	5,342,691
損益計算書上の費用 (控除) 自己収入等	7,858,056 △ 2,515,364
(その他の国立大学法人等業務実施コスト)	
II 損益外減価償却等相当額	1,074,127
III 損益外減損損失相当額	-
IV 引当外賞与増加見積額	△ 25,523
V 引当外退職給付増加見積額	△ 110,979
VI 機会費用	872,468
VII (控除) 国庫納付額	-
VIII 国立大学法人等業務実施コスト	7,152,785

### 5. 財務情報

#### (1) 財務諸表の概況

##### ① 主要な財務データの分析 (内訳・増減理由)

##### ア. 貸借対照表関係 (資産合計)

平成20年度末現在の資産合計は前年度比76百万円(0.1%) (以下、特に断らない限り前年度比・合計) 増の70,934百万円となっている。

主な増加要因としては、現金及び預金が、未払金や寄附金の増加等により299百万円(12.3%) 増の2,727百万円となったことが挙げられる。

また、主な減少要因としては、建物が、減価償却等により258百万円(△1.1%) 減の21,629百万円となったことが挙げられる。

##### (負債合計)

平成20年度末現在の負債合計は510百万円(8.1%) 増の6,770百万円となっている。

主な増加要因としては、資産見返負債が、資産見返運営費交付金等の増により168百万円(5.4%) 増の3,248百万円になったこと、未払金の増加により380百万円(30.0%) 増の1,646百万円となったことなどが挙げられる。

また、主な減少要因としては、運営費交付金債務が、未使用額の減により165百万円(△52.3%) 減の150百万円となったことなどが挙げられる。

##### (純資産合計)

平成20年度末現在の純資産合計は434百万円(△0.6%) 減の64,164百万円となっている。主な減少要因としては、資本剰余金が、損益外減価償却累計額の減少により369百万円(△4.7%) 減の7,381百万円となったことが挙げられる。

イ. 損益計算書関係  
(経常費用)

平成20年度の経常費用は138百万円(1.8%)増の7,787百万円となっている。

主な増加要因としては、役員人件費が、理事の退職に伴い、50百万円(67.3%)増の124百万円となったこと、教員人件費が、退職教員の増加等により、205百万円(5.4%)増の3,998百万円となったことが挙げられる。

また、主な減少要因としては、雇用計画の見直等の減少により、職員人件費が前年度比105百万円(△9.2%)減の1,025百万円となったことが挙げられる。

(経常収益)

平成20年度の経常収益は44百万円(△0.5%)減の7,798百万円となっている。

主な増加要因としては、運営費交付金収益が、特別教育研究事業費等の増加に伴い306百万円(6.5%)増の5,006百万円となったことが挙げられる。

また、主な減少要因としては、授業料収益が、106百万円(△6.6%)減の1,483百万円になったこと、寄附金の受入の減少に伴い123百万円(△43.3%)減の161百万円となったこと、施設費収益が、66百万円(△33.8%)減の129百万円になったこと、入場料収入が、43百万円(△46.6%)減の49百万円になったことが挙げられる。

(当期総利益)

上記経常損益の状況及び臨時損失として固定資産除却損70百万円、目的積立金を使用したことによる目的積立金取崩額65百万円を計上した結果、平成20年度の当期総利益は145百万円(△95.5%)減の6百万円となっている。

ウ. キャッシュ・フロー計算書関係

(業務活動によるキャッシュ・フロー)

平成20年度の業務活動によるキャッシュ・フローは426百万円(479.1%)増の516百万円となっている。

主な増加要因としては、運営費交付金収入が245百万円(△5.2%)増の4,914百万円となったこと、原材料、商品又はサービスの購入による支出が229百万円(12.5%)減の1,606百万円となったこと、人件費支出が210百万円(3.9%)減の5,054百万円になったことが挙げられる。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

平成20年度の投資活動によるキャッシュ・フローは467百万円(△132.2%)減の△113百万円となっている。

主な増加要因としては、有形固定資産の取得による支出が105百万円(11.0%)減の845百万円となったことが挙げられる。

主な減少要因としては、施設費による収入が517百万円(38.6%)減の821百万円となったことが挙げられる。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

平成20年度の財務活動によるキャッシュ・フローは1百万円(1.7%)増の△90百万円となっている。

主な増加要因としては、利息の支払額が9百万円(35.5%)減の17百万円となったことが挙げられる。

主な減少要因としては、リース債務の返済による支出が8百万円(12.5%)増の72百万円となったことが挙げられる。

エ. 国立大学法人等業務実施コスト計算書関係

(国立大学法人等業務実施コスト)

平成20年度の国立大学法人等業務実施コストは292百万円(4.2%)増の7,152百万円となっている。

主な増加要因としては、光熱水費の単価増に伴う一般管理費の増加に伴い、440百万円(8.9%)増の5,342百万円となったことが挙げられる。

(表) 主要財務データの経年表

(単位：百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
資産合計	70,509	70,750	70,492	70,858	70,934
負債合計	10,837	5,584	6,313	6,260	6,770
純資産合計	59,672	65,166	64,178	64,598	64,164
経常費用	6,797	7,228	7,752	7,648	7,787
経常収益	6,903	7,373	7,810	7,842	7,798
当期総利益	115	142	56	152	6
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,993	1,067	537	89	516
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 916	△ 506	△ 1,066	353	△ 113
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	△ 20	△ 73	△ 91	△ 90
資金期末残高	1,077	1,616	1,014	1,365	1,677
国立大学法人等業務実施コスト	6,902	7,053	7,245	6,859	7,152
(内訳)					
業務費用	4,924	4,743	5,177	4,902	5,342
損益計算書上の費用	7,160	7,230	7,753	7,692	7,858
(控除) 自己収入等	△ 2,235	△ 2,487	△ 2,576	△ 2,789	△ 2,515
損益外減価償却等相当額	1,178	1,136	1,102	1,098	1,074
損益外減損損失相当額	-	-	-	-	-
引当外賞与増加見積額	-	-	-	7	△ 25
引当外退職給付増加見積額	△ 51	△ 67	△ 126	10	△ 110
機会費用	851	1,240	1,091	841	872
(控除) 国庫納付額	-	-	-	-	-

## 【17年度】(会計方針の変更)

特別教育研究経費、特殊要因経費に充当される運営費交付金については、前事業年度において期間進行基準を採用していましたが、「運営費交付金債務の収益化における変更点等(通知)」(平成17年1月31日 文部科学省)において当事業年度以降における運営費交付金債務の収益化の取扱いが明記されたため、当事業年度より文部科学省の指定に従い、当該運営費交付金の一部について成果進行基準または費用進行基準に変更しております。

この変更による運営費交付金収益の額及び当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

## 【18年度】(会計方針の変更)

当事業年度より、固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準(「固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準の設定及び国立大学法人会計基準の改訂について」(国立大学法人会計基準等検討会議 平成17年12月22日)及び「固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準」及び「固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針(文部科学省、日本公認会計士協会 平成19年3月1日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありませんが、資本剰余金は66千円減少しております。

## 【19年度】(会計方針の変更)

当事業年度より、国立大学法人会計基準(「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」の改訂について(国立大学法人会計基準等検討会議 平成19年12月12日)及び「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針(文部科学省、日本公認会計士協会 平成20年3月13日))を適用しております。

国立大学法人会計基準の改訂に伴う会計方針の変更と当該変更による財務諸表への影響は、次のとおりであります。

## 1. 引当外賞与増加見積額

当事業年度から財源措置が運営費交付金により行われるため引当金を計上していない賞与見積額を国立大学法人等業務実施コスト計算書に「引当外賞与増加見積額」として計上しております。これにより、前事業年度までの方法に比べて、業務実施コストが7,006千円増加しております。

## 2. 資本及び純資産

当事業年度の資本については純資産として表示しております。これによる損益への影響はありません。

従来の資本の部の合計に相当する金額は、64,598,412千円であります。

## ② セグメントの経年比較・分析（内容・増減理由）

### ア．業務損益

国立大学法人は、公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算制を前提としないことから、一般の営利企業とは異なり、経営成績ではなく運営状況を明らかにするために損益計算を行っており、国立大学法人が中期計画に沿って想定された業務運営を行った場合は、運営費交付金等の財源措置が行われる業務についてはその範囲において基本的に損益が均衡となるような仕組みとなっている。

本学のセグメント情報における業務損益は、各セグメントに配分された収入及び支出予算に基づいて業務を行った結果、収入予算額に比して決算額が多額（少額）となったもの及び支出予算額に比して決算額が少額（多額）となったものを利益（損失）として認定し、各セグメントに計上している。

美術学部セグメントの業務損益は13百万円と、前年度比28百万円減（66.7%減）となっている。これは、検定料収入の減少などにより収入予算額に比して決算額が1百万円少額となったこと及び経費の節減などにより支出予算額に比して決算額が15百万円少額となったことが要因である。

音楽学部セグメントの業務損益は12百万円と、前年度比37百万円減（74.9%減）となっている。これは、授業料収入の増加などにより収入予算額に比して決算額が8百万円多額となったこと及び経費の節減などにより支出予算額に比して決算額が3百万円少額となったことが要因である。

映像研究科セグメントの業務損益は3百万円と、前年度比11百万円減（78.0%減）となっている。これは、経費の節減などにより支出予算額に比して決算額が3百万円少額となったことが要因である。

附属図書館セグメントの業務損益は△0百万円と、前年度比2百万円減（101.0%減）となっている。これは、雑益の減により収入予算額に比して決算額0百万円少額となったことが要因である。

大学美術館セグメントの業務損益は△13百万円と、前年度比46百万円減（141.1%減）となっている。これは、展覧会の入場者数の減少などにより収入予算額に比して決算額が14百万円少額となったこと及び経費の節減などにより支出予算額に比して決算額が1百万円少額となったことが要因である。

演奏芸術センターセグメントの業務損益は△3百万円と、前年度比12百万円減（134.0%減）となっている。これは、演奏会の入場者数の減少などにより収入予算額に比して決算額が4百万円少額となったこと及び経費の節減などにより支出予算額に比して決算額が1百万円少額となったことが要因である。

言語・音声トレーニングセンターセグメントの業務損益は0円と、前年度比0百万円減（100%減）となっている。これは、収入及び支出予算額に比して決算額の増減がなかったものである。

芸術情報センターセグメントの業務損益は0百万円と、前年度比4百万円減（98.6%減）となっている。これは、これは、雑益の減により収入予算額に比して決算額0百万円少額となったことが要因である。

保健管理センターセグメントの業務損益は1百万円と、前年度比0百万円増（7.3%増）となっている。これは、雑益の増などにより収入予算額に比して決算額が0百万円多額となったこと及び経費の節減などにより支出予算額に比して決算額0百万円少額となったことが要因である。

附属音楽高等学校セグメントの業務損益は0百万円となっている。これは、授業料収入の増加などにより収入予算額に比して決算額が0百万円多額となったことが要因である。

法人共通セグメントの業務損益は△3百万円と、前年度比39百万円減（111.0%減）となっている。

(表) 業務損益の経年表

(単位：百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
美術学部	△ 15	32	17	42	13
音楽学部	39	5	△ 2	49	12
映像研究科	-	14	△ 0	14	3
附属図書館	0	0	0	2	△ 0
大学美術館	12	6	29	33	△ 13
演奏芸術センター	1	5	2	9	△ 3
言語・音声トレーニングセンター	0	0	0	0	-
芸術情報センター	0	1	0	5	0
保健管理センター	0	0	0	1	1
附属音楽高等学校	-	-	-	-	0
法人共通	67	77	9	35	△ 3
合計	106	144	57	193	10

## イ. 帰属資産

美術学部セグメントの総資産は6,210百万円と、前年度比93百万円の減（1.4%減）となっている。これは、建物が減価償却により前年度比84百万円の減（1.4%減）となったことが主な要因である。

音楽学部セグメントの総資産は4,344百万円と、前年度比78百万円の増（1.8%増）となっている。これは、耐震補強の工事により建物が前年度比93百万円の増（2.2%増）となったことが主な要因である。

映像研究科セグメントの総資産は319百万円と、前年度比9百万円の減（2.9%減）となっている。これは、建物附属設備が減価償却により前年度比5百万円の増（31.0%増）となったこと、工具、器具及び備品が減価償却により前年度比12百万円減（4.2%減）となったことが主な要因である。

附属図書館セグメントの総資産は2,598百万円と、前年度比24百万円の増（0.9%増）となっている。これは、図書が前年度比43百万円の増（1.9%増）となったことが主な要因である。

大学美術館セグメントの総資産は10,061百万円と、前年度比202百万円の減（1.9%減）となっている。これは、建物が減価償却により前年度比241百万円の減（4.0%減）となったことが主な要因である。

演奏芸術センターセグメントの総資産は3,807百万円と、前年度比166百万円の減（4.1%減）となっている。これは、建物が減価償却により前年度比166百万円の減（4.1%減）となったことが主な要因である。

言語・音声トレーニングセンターセグメントの総資産は31百万円と、前年度比2百万円の減（6.6%減）となっている。これは、建物が減価償却により前年度比1百万円の減（5.8%減）となったことが主な要因である。

芸術情報センターセグメントの総資産は242百万円と、前年度比65百万円の減（21.3%減）となっている。これは、工具器具備品が減価償却により前年度比59百万円の減（42.3%減）となったことが主な要因である。

保健管理センターセグメントの総資産は30百万円と、前年度比1百万円の減（5.9%減）となっている。これは、建物が減価償却により前年度比1百万円の減（5.9%減）となったことが主な要因である。

附属音楽高等学校セグメントの総資産は0百万円となっている。

法人共通セグメントの総資産は43,286百万円と、前年度比514百万円の増（1.2%増）となっている。これは、耐震補強の工事により建物が前年度比156百万円の増（12.3%増）となったこと、未払金の増加や寄附金の受入により現金預金を含む流動資産が前年度比441百万円の増（19.0%増）となったことが主な要因である。

(表) 帰属資産の経年表

(単位：百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
美術学部	7,142	6,521	6,239	6,304	6,210
音楽学部	4,272	3,789	3,638	4,265	4,344
映像研究科	-	341	376	329	319
附属図書館	2,479	2,507	2,563	2,573	2,598
大学美術館	10,747	10,711	10,486	10,263	10,061
演奏芸術センター	4,591	4,387	4,181	3,974	3,807
言語・音声トレーニングセンター	41	38	35	33	31
芸術情報センター	194	356	301	307	242
保健管理センター	28	26	34	32	30
附属音楽高等学校	-	-	-	-	0
法人共通	41,012	42,069	42,633	42,772	43,286
合計	70,509	70,750	70,492	70,858	70,934

## ③ 目的積立金の申請状況及び使用内訳等

当期総利益6,743,550円のうち、中期計画の剰余金の使途において定めた教育研究の質の向上に充てるため、6,743,550円を目的積立金として申請している。

平成20年度においては、教育研究・組織運営改善積立金の目的に充てるため、71,914,211円を使用した。

## (2) 施設等に係る投資等の状況（重要なもの）

- ① 当事業年度中に完成した主要施設等  
音楽学部5号館改修（工事費758百万円）
- ② 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充  
該当なし
- ③ 当事業年度中に処分した主要施設等  
該当なし
- ④ 当事業年度において担保に供した施設等  
該当なし

## (3) 予算・決算の概況

以下の予算・決算は、国立大学法人等の運営状況について、国のベースにて表示しているものである。

(単位：百万円)

区分	16年度		17年度		18年度		19年度		20年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	差額理由
収入	7,097	7,073	9,702	14,445	8,060	8,527	8,148	9,219	8,508	8,847	
運営費交付金	4,962	4,962	5,403	5,403	5,181	5,487	4,753	5,035	5,035	5,230	(注1)
補助金等収入	57	94	2,143	6,404	638	348	1,045	1,342	784	824	
学生納付金収入	1,879	1,754	1,966	2,217	2,005	1,968	2,003	1,988	1,984	2,034	
その他収入	199	262	190	418	236	720	346	853	704	758	(注2)
支出	7,097	7,029	9,702	13,933	8,060	7,966	8,148	8,708	8,508	8,576	
教育研究費	5,773	5,950	6,354	6,276	6,230	6,324	5,915	5,858	6,242	6,134	(注3)
一般管理費	1,180	890	1,127	927	1,144	894	1,034	950	1,041	1,187	
その他支出	144	187	2,221	6,731	716	745	1,198	1,899	1,224	1,254	
収入-支出	-	44	-	511	0	560	0	510	0	270	-

(注1) 補助金等収入については、施設整備費補助金が前年度より繰越となったため、予算金額に比して決算金額が多額となっております。また、予算段階では予定していなかった大学改革推進等補助金の交付を受けたため、予算金額に比して決算金額が多額となっております。

(注2) その他収入については、寄附金の獲得に努めたため、予算金額に比して決算金額が多額となっております。

(注3) その他支出については、(注2)に示した理由により予算金額に比して決算金額が多額となっております。

## 「IV 事業の実施状況」

### (1) 財源構造の概略等

当法人の経常収益は7,798百万円で、その内訳は、運営費交付金収益5,006百万円（64.2%（対経常収益比、以下同じ。））、授業料収益1,483百万円（19.0%）、寄附金収益161百万円（2.0%）、入学金収益263百万円（3.3%）、その他883百万円（11.3%）となっている。

### (2) 財務データ等と関連付けた事業説明

#### ア. 美術学部セグメント

美術学部セグメントは、学部、研究科、附属古美術研究施設、附属写真センターにより構成されており、教育及び研究を目的としている。平成20年度においては、年度計画

([http://www.geidai.ac.jp/guide/public/pdf/20070403\\_01.pdf](http://www.geidai.ac.jp/guide/public/pdf/20070403_01.pdf))において定めた目標達成に向けた取り組みのため、「平成20事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間（平成16～20事業年度）に係る業務の実績に関する報告書」

(<http://www.geidai.ac.jp/guide/public/publicinfo.html>)に記載の事業を行った。

美術学部セグメントにおける事業の実施財源は、運営費交付金収益1,689百万円（58.6%（当該セグメントにおける業務収益比、以下同じ））、学生納付金収益985百万円（34.2%）、その他204百万円（7.0%）となっている。また、事業に要した経費は、教育経費437百万円、研究経費197百万円、一般管理費72百万円となっている。

#### イ. 音楽学部セグメント

音楽学部セグメントは、学部、研究科、大学別科により構成されており、教育及び研究を目的としている。平成20年度においては、年度計画

([http://www.geidai.ac.jp/guide/public/pdf/20070403\\_01.pdf](http://www.geidai.ac.jp/guide/public/pdf/20070403_01.pdf))において定めた目標達成に向けた取り組みのため、「平成20事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間（平成16～20事業年度）に係る業務の実績に関する報告書」

(<http://www.geidai.ac.jp/guide/public/publicinfo.html>)に記載の事業を行った。

音楽学部セグメントにおける事業の実施財源は、運営費交付金収益1,176百万円（52.3%）、学生納付金収益797百万円（35.4%）、その他274百万円（12.2%）となっている。また、事業に要した経費は、教育経費254百万円、研究経費65百万円、一般管理費137百万円となっている。

#### ウ. 映像研究科セグメント

映像研究科セグメントは、研究科により構成されており、教育及び研究を目的としている。平成20年度においては、年度計画

([http://www.geidai.ac.jp/guide/public/pdf/20070403\\_01.pdf](http://www.geidai.ac.jp/guide/public/pdf/20070403_01.pdf))において定めた目標達成に向けた取り組みのため、「平成20事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間（平成16～20事業年度）に係る業務の実績に関する報告書」

(<http://www.geidai.ac.jp/guide/public/publicinfo.html>)に記載の事業を行った。

映像研究科セグメントにおける事業の実施財源は、運営費交付金収益404百万円（60.8%）、学生納付金収益82百万円（12.3%）、その他178百万円（26.8%）となっている。また、事業に要した経費は、教育経費293百万円、研究経費10百万円、一般管理費41百万円となっている。

#### エ. 附属図書館セグメント

附属図書館セグメントは、図書館により構成されており、教育研究支援を目的としている。平成20年度においては、年度計画

([http://www.geidai.ac.jp/guide/public/pdf/20070403\\_01.pdf](http://www.geidai.ac.jp/guide/public/pdf/20070403_01.pdf))において定めた目標達成に向けた取り組みのため、「平成20事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間（平成16～20事業年度）に係る業務の実績に関する報告書」

(<http://www.geidai.ac.jp/guide/public/publicinfo.html>)に記載の事業を行った。

附属図書館セグメントにおける事業の実施財源は、運営費交付金収益142百万円（95.0%）、寄附金収益1百万円（1.3%）、その他5百万円（3.6%）となっている。また、事業に要した経費は、教育研究支援経費42百万円、一般管理費9百万円となっている。

#### オ. 大学美術館セグメント

大学美術館セグメントは、美術館より構成されており、教育、研究及び教育研究支援を目的としている。平成20年度においては、年度計画

([http://www.geidai.ac.jp/guide/public/pdf/20070403\\_01.pdf](http://www.geidai.ac.jp/guide/public/pdf/20070403_01.pdf)) において定めた目標達成に向けた取り組みのため、「平成20事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間（平成16～20事業年度）に係る業務の実績に関する報告書」

(<http://www.geidai.ac.jp/guide/public/publicinfo.html>) に記載の事業を行った。

大学美術館セグメントにおける事業の実施財源は、運営費交付金収益257百万円（83.1%）、入場料収益27百万（8.8%）、その他24百万円（7.9%）となっている。また、事業に要した経費は、教育経費82百万円、研究経費2百万円、教育研究支援経費121百万円、一般管理費10百万円となっている。

#### カ. 演奏芸術センターセグメント

演奏芸術センターセグメントは、全学センターにより構成されており、教育、研究及び教育研究支援を目的としている。平成20年度においては、年度計画

([http://www.geidai.ac.jp/guide/public/pdf/20070403\\_01.pdf](http://www.geidai.ac.jp/guide/public/pdf/20070403_01.pdf)) において定めた目標達成に向けた取り組みのため、「平成20事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間（平成16～20事業年度）に係る業務の実績に関する報告書」

(<http://www.geidai.ac.jp/guide/public/publicinfo.html>) に記載の事業を行った。

演奏芸術センターセグメントにおける事業の実施財源は、運営費交付金収益160百万円（84.1%）、入場料収益11百万（6.0%）、その他18百万円（9.7%）となっている。また、事業に要した経費は、教育経費0百万円、研究経費25百万円、教育研究支援経費72百万円、一般管理費4百万円となっている。

#### キ. 言語・音声トレーニングセンターセグメント

言語・音声トレーニングセンターセグメントは、全学センターにより構成されており、教育及び研究を目的としている。平成20年度においては、年度計画

([http://www.geidai.ac.jp/guide/public/pdf/20070403\\_01.pdf](http://www.geidai.ac.jp/guide/public/pdf/20070403_01.pdf)) において定めた目標達成に向けた取り組みのため、「平成20事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間（平成16～20事業年度）に係る業務の実績に関する報告書」

(<http://www.geidai.ac.jp/guide/public/publicinfo.html>) に記載の事業を行った。

言語・音声トレーニングセンターセグメントにおける事業の実施財源は、運営費交付金収益54百万円（98.5%）、その他0百万円（1.4%）となっている。また、事業に要した経費は、教育経費3百万円、研究経費0百万円、一般管理費0百万円となっている。

#### ク. 芸術情報センターセグメント

芸術情報センターセグメントは、全学センターにより構成されており、教育、研究及び教育研究支援を目的としている。平成20年度においては、年度計画

([http://www.geidai.ac.jp/guide/public/pdf/20070403\\_01.pdf](http://www.geidai.ac.jp/guide/public/pdf/20070403_01.pdf)) において定めた目標達成に向けた取り組みのため、「平成20事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間（平成16～20事業年度）に係る業務の実績に関する報告書」

(<http://www.geidai.ac.jp/guide/public/publicinfo.html>) に記載の事業を行った。

芸術情報センターセグメントにおける事業の実施財源は、運営費交付金収益123百万円（96.6%）、その他4百万円（3.3%）となっている。また、事業に要した経費は、教育経費0百万円、研究経費0百万円、教育研究支援経費85百万円、一般管理費4百万円となっている。

#### ケ. 保健管理センターセグメント

保健管理センターセグメントは、全学センターにより構成されており、教育及び研究を目的としている。平成20年度においては、年度計画

([http://www.geidai.ac.jp/guide/public/pdf/20070403\\_01.pdf](http://www.geidai.ac.jp/guide/public/pdf/20070403_01.pdf)) において定めた目標達成に向けた取り組みのため、「平成20事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間（平成16～20事業年度）に係る業務の実績に関する報告書」

(<http://www.geidai.ac.jp/guide/public/publicinfo.html>) に記載の事業を行った。

保健管理センターセグメントにおける事業の実施財源は、運営費交付金収益35百万円（86.2%）、その他5百万円（13.7%）となっている。また、事業に要した経費は、教育経費7百万円、研究経費4百万円となっている。

#### コ. 附属音楽高等学校セグメント

附属音楽高等学校セグメントは、附属音楽高等学校により構成されており、教育及び研究を目的としている。平成20年度においては、年度計画

([http://www.geidai.ac.jp/guide/public/pdf/20070403\\_01.pdf](http://www.geidai.ac.jp/guide/public/pdf/20070403_01.pdf)) において定めた目標達成に向けた取り組みのため、「平成20事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間（平成16～20事業年度）に係る業務の実績に関する報告書」

(<http://www.geidai.ac.jp/guide/public/publicinfo.html>) に記載の事業を行った。

附属音楽高等学校セグメントにおける事業の実施財源は、運営費交付金収益148百万円（88.9%）、学生納付金収益15百万円（9.5%）、その他2百万円（1.4%）となっている。また、事業に要した経費は、教育経費22百万円、研究経費0百万円、一般管理費3百万円となっている。

#### サ. 法人共通セグメント

法人共通セグメントは、社会連携センター、藝大アートプラザ及び留学生センターと上記各セグメントに配賦しなかった費用、資産により構成されており、教育研究支援及び法人全体の管理を目的としている。平成20年度においては、年度計画

([http://www.geidai.ac.jp/guide/public/pdf/20070403\\_01.pdf](http://www.geidai.ac.jp/guide/public/pdf/20070403_01.pdf)) において定めた目標達成に向けた取り組みのため、「平成20事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間（平成16～20事業年度）に係る業務の実績に関する報告書」

(<http://www.geidai.ac.jp/guide/public/publicinfo.html>) に記載の事業を行った。

法人共通セグメントにおける事業の実施財源は、運営費交付金収益814百万円（84.4%）、寄附金収益23百万円（2.4%）、その他126百万円（13.1%）となっている。また、事業に要した経費は、教育経費91百万円、研究経費6百万円、教育研究支援経費3百万円、一般管理費239百万円となっている。

### (3) 課題と対処方針等

当法人では、運営費交付金の縮減に対応するため、経費の節減に努めるとともに、産学連携による受託研究費等や寄附金などの外部資金の獲得に努めた。経費の節減については、役務契約の複数年契約などを実施したが、その結果、本学試算によると3百万円の経費節減を達成するといった状況となっている。また、外部資金の獲得については、寄附金においても222百万円を受入れ、予定を66百万円超える状況であった。今後は、更なる経費の節減に努めるとともに、産学連携や寄附金などの獲得に向け情報発信など積極的に取り組む予定である。

また、施設・設備の整備については、唯一の国立の芸術大学に相応しい機能と環境の再構築を目指し、安心安全な教育研究及び大学運営が可能な施設（事務局管理棟、音楽学部5号館、体育館）の改修（耐震を含む）を行った。さらに施設長期計画書に基づき、中期目標・中期計画に掲げる教育研究等に関する目標に向けて、①施設の適正な運用、②運用面から見た機能的・動線的な建物配置の問題等を検討し「キャンパスプラン」として管理運営室の中の施設・環境部会においてとりまとめられている。「第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画」を受け、発展的に「キャンパスプラン」を継承し、本学の長い歴史を踏まえ、芸術文化の継承と普及・発展に貢献することはもとより、教育研究の成果や国内外の優れた芸術作品の発表・発信も積極的に行い、地域社会や世界に対して還元するために要する施設・設備の充実を図っていく予定である。

「V その他事業に関する事項」

1. 予算、収支計画及び資金計画

(1). 予算

決算報告書参照 (<http://www.geidai.ac.jp/guide/public/publicinfo.html>)

(2). 収支計画

年度計画及び財務諸表（損益計算書）参照

(<http://www.geidai.ac.jp/guide/public/publicinfo.html>)

(3). 資金計画

年度計画及び財務諸表（キャッシュ・フロー計算書）参照

(<http://www.geidai.ac.jp/guide/public/publicinfo.html>)

2. 短期借入れの概要

該当なし
------

3. 運営費交付金債務及び当期振替額の明細

(1) 運営費交付金債務の増減額の明細

(単位：百万円)

交付年度	期首残高	交付金当期交付額	当期振替額				期末残高
			運営費交付金収入	資産見返運営費交付金	資本剰余金	小計	
17年度	0	-	-	-	-	-	0
18年度	133	-	132	-	-	132	0
19年度	182	-	182	-	-	182	0
20年度	-	4,914	4,692	73	-	4,765	149

(2) 運営費交付金債務の当期振替額の明細

①平成17年度交付分

(単位：百万円)

区分	金額	内容
成果進行基準による振替額	-	該当なし
期間進行基準による振替額	-	該当なし
費用進行基準による振替額	-	該当なし
国立大学法人会計基準第77第3項による振替額	-	該当なし
合計	0	

## ②平成18年度交付分

(単位：百万円)

区分		金額	内容
成果進行基準による振替額			- 該当なし
期間進行基準による振替額			- 該当なし
費用進行基準による振替額	運営費交付金収益	132	①費用進行基準を採用した事業等：退職手当 ②当該業務に係る損益等 ア) 損益計算書に計上した費用の額：132 （教員人件費：132） イ) 自己収入に係る収益計上額：- ウ) 固定資産の取得額：- ③運営費交付金収益化額の積算根拠 業務進行に伴い支出した運営費交付金債務132百万円を収益化。
	資産見返運営費交付金	-	
	資本剰余金	-	
	計	132	
国立大学法人会計基準第77第3項による振替額			- 該当なし
合計		132	

## ③平成19年度交付分

(単位：百万円)

区分		金額	内容
業務達成基準による振替額			- 該当なし
期間進行基準による振替額			- 該当なし
費用進行基準による振替額	運営費交付金収益	182	①期間進行基準を採用した事業等：退職手当 ②当該業務に係る損益等 ア) 損益計算書に計上した費用の額：182 （教員人件費：152、その他の経費：30） イ) 自己収入に係る収益計上額：- ウ) 固定資産の取得額：教育機器：- ③運営費交付金収益化額の積算根拠 業務進行に伴い支出した運営費交付金債務182百万円を収益化。
	資産見返運営費交付金	-	
	資本剰余金	-	
	計	182	
国立大学法人会計基準第77第3項による振替額			- 該当なし
合計		182	

## ④平成20年度交付分

(単位：百万円)

区分	金額	内容	
業務達成基準による振替額	運営費交付金収益	139	①業務達成基準を採用した事業等：教育改革「芸術系大学院における学位授与プロセスの研究」「アジア総合芸術センター」、連携融合事業「地域連携によるタウンアートミュージアム」、国費留学生支援事業、9月入学支援経費
	資産見返運営費交付金	7	②当該業務に関する損益等 ア) 損益計算書に計上した費用の額：139 (教員人件費：40、職員人件費：11、その他経費：87) イ) 自己収入に係る収益計上額：－ ウ) 固定資産の取得額：7
	資本剰余金	－	③運営費交付金収益化額の積算根拠 芸術系大学院における学位授与プロセスの研究、アジア総合芸術センター、地域連携によるタウンアートミュージアム、9月入学支援経費について、業務の達成に伴い、執行額を収益化した。
	計	146	国費留学生支援事業について、予定した在籍者数に達したため、全額3百万円を収益化した。
期間進行基準による振替額	運営費交付金収益	4,339	①期間進行基準を採用した事業等：業務達成基準及び費用進行基準を採用した業務以外の全ての業務
	資産見返運営費交付金	0	②当該業務に関する損益等 ア) 損益計算書に計上した費用の額：4,339 (教員人件費：3,349、職員人件費：989) イ) 自己収入に係る収益計上額：－ ウ) 固定資産の取得額：－
	資本剰余金	－	③運営費交付金収益化額の積算根拠
	計	4,339	学生収容定員が一定数(90%)を満たしていたため、期間進行業務に係る運営費交付金を全額収益化。
費用進行基準による振替額	運営費交付金収益	213	①費用進行基準を採用した事業等：基盤的設備、退職手当、障害学生特別支援事業、その他
	資産見返運営費交付金	65	②当該業務に関する損益等 ア) 損益計算書に計上した費用の額：213 (教員人件費：49、その他経費：163) イ) 自己収入に係る収益計上額：－ ウ) 固定資産の取得額：65
	資本剰余金	－	③運営費交付金収益化額の積算根拠
	計	278	
国立大学法人会計基準第77第3項による振替額		－	該当なし
合計		4,765	

## (3) 運営費交付金債務残高の明細

(単位：百万円)

交付年度	運営費交付金債務残高		残高の発生理由及び収益化等の計画
17年度	成果進行基準を採用した業務に係る分		- 該当なし
	期間進行基準を採用した業務に係る分		- 該当なし
	費用進行基準を採用した業務に係る分	0	学校災害共済掛金 ・17年度事業に係る債務のため、残額を債務繰越。
	計	0	
18年度	成果進行基準を採用した業務に係る分	0	国費留学生経費 ・国費留学生経費について、研究留学生区分における在籍者が予定数に達しなかったため、その未達成分を債務として繰越したものの。 ・当該債務は、翌事業年度において使用の方途がないため、中期目標期間終了時に国庫返納する予定。
	期間進行基準を採用した業務に係る分		- 該当なし
	費用進行基準を採用した業務に係る分	0	認証評価経費 ・認証評価経費の執行残であり、翌事業年度以降に使用する予定。
	計	0	
19年度	業務達成基準を採用した業務に係る分	0	連携融合事業：「地域連携によるタウンアートミュージアム」 ・特別教育研究経費の事業であり、事業を達成しかつ経費の削減により執行算を債務として繰越したものの。 ・当該債務は、翌事業年度において使用の予定。
	期間進行基準を採用した業務に係る分		- 該当なし
	費用進行基準を採用した業務に係る分	0	一般施設借料 ・19年度事業に係る債務のため、残額を債務繰越。
	計	0	
20年度	業務達成基準を採用した業務に係る分	3	9月入学支援経費 ・9月入学支援経費であり、業務未達成分を債務として繰越したものの。 ・当該債務は、翌事業年度において使用の方途がないため、中期目標期間終了後に国庫返納する予定。
	期間進行基準を採用した業務に係る分		- 該当なし
	費用進行基準を採用した業務に係る分	146	退職手当 ・退職手当の執行残であり、翌事業年度以降に使用する予定。
	計	149	

(別紙)

■財務諸表の科目

1. 貸借対照表

有形固定資産：土地、建物、構築物等、国立大学法人等が長期にわたって使用する有形の固定資産。

減損損失累計額：減損処理（固定資産の使用実績が、取得時に想定した使用計画に比して著しく低下し、回復の見込みがないと認められる場合等に、当該固定資産の価額を回収可能サービス価額まで減少させる会計処理）により資産の価額を減少させた累計額。

減価償却累計額等：減価償却累計額及び減損損失累計額。

その他の有形固定資産：図書、工具器具備品、車両運搬具等が該当。

その他の固定資産：無形固定資産（特許権等）、投資その他の資産（投資有価証券等）が該当。

現金及び預金：現金（通貨）と預金（普通預金及び一年以内に満期又は償還日が訪れる定期預金）の合計額。

その他の流動資産：未収学生納付金収入、たな卸資産等が該当。

資産見返負債：運営費交付金等により償却資産を取得した場合、当該償却資産の貸借対照表計上額と同額を運営費交付金債務等から資産見返負債に振り替える。計上された資産見返負債については、当該償却資産の減価償却を行う都度、それと同額を資産見返負債から資産見返戻入（収益科目）に振り替える。

長期未払金：長期リース債務が該当。

引当金：将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもの。退職給付引当金等が該当。

運営費交付金債務：国から交付された運営費交付金の未使用相当額。

寄附金債務：使用に先立ってあらかじめ計画的に用途を特定した寄附金。

その他の流動負債：預り金、未払金等が該当。

政府出資金：国からの出資相当額。

資本剰余金：国から交付された施設費等により取得した資産(建物等)等の相当額。

利益剰余金：国立大学法人等の業務に関連して発生した剰余金の累計額。

2. 損益計算書

業務費：国立大学法人等の業務に要した経費。

教育経費：国立大学法人等の業務として学生等に対し行われる教育に要した経費。

研究経費：国立大学法人等の業務として行われる研究に要した経費。

教育研究支援経費：附属図書館、芸術情報センター等の特定の学部等に所属せず、法人全体の教育及び研究の双方を支援するために設置されている施設又は組織であって学生及び教員の双方が利用するものの運営に要する経費。

人件費：国立大学法人等の役員及び教職員の給与、賞与、法定福利費等の経費。

一般管理費：国立大学法人等の管理その他の業務を行うために要した経費。

財務費用：支払利息等。

運営費交付金収益：運営費交付金のうち、当期の収益として認識した相当額。

学生納付金収益：授業料収益、入学金収益、入学検定料収益の合計額。

その他の収益：受託研究等収益、寄附金等収益、補助金等収益等。

臨時損益：固定資産の売却（除却）損益、災害損失等。

目的積立金取崩額：目的積立金とは、前事業年度以前における剰余金（当期総利益）のうち、特に教育研究の質の向上に充てることを承認された額のことであるが、それから取り崩しを行った額。

3. キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出及び運営費交付金収入等の、国立大学法人等の通常の業務の実施に係る資金の収支状況を表す。

投資活動によるキャッシュ・フロー：固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出等の将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の収支状況を表す。

財務活動によるキャッシュ・フロー：増減資による資金の収入・支出、債券の発行・償還及び借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済に係る資金の収支状況を表す。

資金に係る換算差額：外貨建て取引を円換算した場合の差額相当額。

#### 4. 国立大学法人等業務実施コスト計算書

国立大学法人等業務実施コスト：国立大学法人等の業務運営に関し、現在又は将来の税財源により負担すべきコスト。

損益計算書上の費用：国立大学法人等の業務実施コストのうち、損益計算書上の費用から学生納付金等の自己収入を控除した相当額。

損益外減価償却等相当額：講堂等、当該施設の使用により一般に収益の獲得が予定されない資産の減価償却費相当額及び除却相当額。

損益外減損損失相当額：国立大学法人等が中期計画等で想定した業務を行ったにもかかわらず生じた減損損失相当額。

引当外賞与増加見積額：支払財源が運営費交付金であることが明らかと認められる場合の賞与引当金相当額の増加見積相当額。前事業年度との差額として計上（当事業年度における引当外賞与引当金見積額の総額は、貸借対照表に注記）。

引当外退職給付増加見積額：財源措置が運営費交付金により行われることが明らかと認められる場合の退職給付引当金増加見積額。前事業年度との差額として計上（当事業年度における引当外退職給付引当金見積額の総額は貸借対照表に注記）。

機会費用：国又は地方公共団体の財産を無償又は減額された使用料により賃貸した場合の本来負担すべき金額等。